

「所得税の達人」操作研修会

2019年1月

INDEX

1. 税制改正と機能追加
2. 「所得税の達人」基本操作
 - (1) セキュリティを担保するための最低限の設定
 - (2) 基本操作
 - (3) その他の操作
3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込
 - (1) マイナンバーの取込手順（データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人）
 - (2) 配偶者・扶養者等の取込手順（データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人）
4. 「電子申告の達人」基本操作
 - (1) 基本操作
5. 「e-Tax利用の簡便化」と「達人シリーズ」の対応
 - (1) e-Tax利用の簡便化（メッセージボックスのセキュリティ強化）
 - (2) e-Tax利用の簡便化に伴う課題
 - (3) 「申告のお知らせ」をダウンロードする前までに実施すること
6. その他
 - (1) 達人Cube「クラウドデスクトップ」
 - (2) 達人Cube「クラウドストレージ」
 - (3) 「所得税の達人」カスタマイズオプション（一括処理）

※本資料で使用しているシステム画面は開発中のものです。そのため、実際の製品画面と異なる場合があります。

1. 税制改正と機能追加

1. 税制改正と機能追加

【平成30年度税制改正】

1. 帳票の新規追加

- ・ 国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書
- ・ 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
- ・ 中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書
- ・ 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書
- ・ 特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書
- ・ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

2. 帳票の新様式への対応

- ・ 申告書A 第一表、第二表
- ・ 申告書B 第一表、第二表
- ・ 申告書（修正申告用） 第五表

1. 税制改正と機能追加

- ・確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）（一面）
- ・確定申告書付表（特定投資等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）（一面）
- ・医療費控除の明細書、医療費控除の明細書（次葉）
- ・セルフメディケーション税制の明細書、セルフメディケーション税制の明細書（次葉）
- ・（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（一面）（二面）
- ・政党等寄附金特別控除額の計算明細書
- ・認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書
- ・公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

※詳細は達人Cubeの情報コミュニティに掲載の「利用ガイド」にてご確認ください。

3.画面の追加／変更

- ・「同一生計配偶者」の追加に伴い、「申告書A/B 第二表」の住民税欄の「16歳未満の扶養親族」を「同一生計配偶者」と「16歳未満の扶養親族」に分け、入力画面に「同一生計配偶者」欄を追加

4. 演算式の変更

- ・配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、「納税額計算シート」の演算式を変更

1. 税制改正と機能追加

【機能追加】

- ・ 本年5月に予定されている改元に伴い、画面上で手入力項目だった年月日欄（年欄及び年月欄含む）に入力画面を追加し、元号を設定できるよう変更
- ※ 「所得税の達人（29年分版）」（Ver：1.1.1.1）以前で以下の設定をしていた場合、「所得税の達人（30年分版）」（Ver：1.0.0.0）のインストール後に旧プログラムデータのコンバートをすると日付が変わる為、正しい日付が設定されているかご確認ください。

「所得税の達人（平成29年分版）」（Ver1.1.1.1）以前	「所得税の達人（平成30年分版）」（Ver：1.0.0.0）
暦上存在しない日付を入力 （“99日”や、うるう年ではない年の2月29日など	空欄
「月」及び「日」が空欄	空欄

- ・ 業務メニュー「申告書の作成」をクリックして表示される画面において、入力用帳票のタブ名を変更
- ・ 「■ 寄附金（1面）」において、以下の機能を追加 ※本機能の利用には、「達人Cube」へのログインが必要です。
 - ① [1 特定寄附金の内訳（2～5に掲げる寄附金を除く。）]に、ふるさと納税サイト（ふるさとチョイス）のデータを連携する機能
 - ② [1 特定寄附金の内訳（2～5に掲げる寄附金を除く。）]の [寄附先の所在地・名称] で「F3 /参照」ボタンをクリックすることで寄附先の都道府県、市町村の所在地・名称を反映する機能

1. 税制改正と機能追加

- ・「所得税の達人（29年分版）」（Ver：1.1.0.1）以降で新規作成できなくなった「保険料控除等の明細書」の削除に伴い、以下を変更
 - ①「申告書A/B 第二表」において、「■社会保険料等」を作成していない場合でも、ツールボタン[保険料控除等明細]を表示しないよう変更
 - ②旧プログラムデータのコンバートにおいて、コンバート元の「保険料控除等の明細書」のデータが「申告書A/B 第二表」に転記されている場合、コンバート先のデータに「■社会保険料等」を自動的に作成し、「保険料控除等の明細書」のデータを移行するよう変更
- ・「所得の内訳書」の明細行をダブルクリックして表示される[所得の内訳の登録]画面において、以下を変更
 - ①「通常明細行」 - 「所得種類」のプルダウンから、「手入力」を削除
 - ※旧プログラムデータのコンバートを行った場合、「所得税の達人（平成29年分版）」で「手入力」を選択している明細行は削除されます。
 - ②「所得の生ずる場所又は給与などの支払者」 - 「電話番号」をハイフン（-）で区切り、三分割して登録するよう変更
 - ※「所得税の達人（平成29年分版）」から旧プログラムデータのコンバートを行った場合、過年度プログラムの電話番号をハイフン（-）で区切り、自動的に三分割して取り込みます。
- ・「■公的年金等」に「F3/参照」ボタンを追加し、「支払者」に厚生労働省の「所在地」「名称」を設定できるよう変更

1. 税制改正と機能追加

- ・ 「 ■ 社会保険料等」において、以下を変更
 - ① 帳票外に第三者作成書類へのデータ転記についての注意事項を追加
 - ② 「F3/参照」ボタンを追加し、「○社会保険料」 - 「社会保険の種類」において、項目名称を選択できるよう変更
 - ③ 「ページ追加」ボタンで複数ページ作成した場合、「○小規模企業共済等掛金」の「支払掛金」を先頭ページのみ表示するよう変更
 - ※ 「所得税の達人（平成29年分版）」から旧プログラムデータのコンバートを行った場合、コンバート先には先頭ページのみ移行し、2ページ目以降のデータは削除されます。
- ・ 「申告書 第一表」の申告種別「確定申告A」 - 「項番24」及び「確定申告B」 - 「項番30」の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」項目について、演算式を変更
 - ① 「 ■ 給与所得」の「住宅借入金等特別控除の額」に金額があり、かつ、所得の金額の合計が3,000万円を超える場合、空欄にするよう変更
 - ② 「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の「8（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」において、以下の条件が同時に選択されている場合、上記の項目の「区分」に“8”が表示されるよう変更

項目	条件
適用期間選択	「適用期間の特例」を選択していない
重複期間選択	「重複適用の特例」を選択していない

1. 税制改正と機能追加

・インポート/エクスポート機能において、以下を変更

- ①「基本情報データのインポート/エクスポート」の「基本情報」ファイルに「還付先金融機関」項目を追加
- ②「帳票データのインポート/エクスポート」の「家族情報」ファイルに「別居の場合の住所」項目を追加
- ③「帳票データのインポート/エクスポート」対象ファイルの追加

ファイル名	対象となるデータ
申告書第二表固定項目	申告書A 第二表[○住民税に関する事項] 申告書B 第二表[○住民税・事業税に関する事項]
所得の内訳書 手入力	所得の内訳書

※入力用帳票から連動している項目を除く

※[所得の内訳の登録]画面において、[通常明細行]-[連動設定]で[手入力]を選択している明細のみが対象

インポートを行った場合、既に登録されている[手入力]設定の明細が削除され、最終行の後ろにインポートした明細が[手入力]として追加

・「■給与所得」において、「年調・法定調書の達人（平成30年分版）」で作成した給与の源泉徴収票のデータを連携して反映できるよう対応（「年調・法定調書の達人」ご契約の方限定）

※本機能の利用には、「達人Cube」へのログインが必要です。

1. 税制改正と機能追加

- ・ 予定納税額の反映機能の変更（「電子申告の達人」ご契約の方限定）

e-Taxのメッセージボックスのセキュリティ強化に伴い、予定納税額を反映する機能を変更

①参照元の追加

「委任関係の登録」を行っている納税者については、従来の納税者のメッセージボックスに格納されているメッセージだけでなく、「電子申告の達人」にダウンロードされたメッセージや税理士のメッセージボックスに転送されたメッセージも参照できるようにします。

※税理士及び納税者のメッセージボックスから予定納税額を取得する場合、e-Taxへログイン後、電子証明書による追加認証が必要

②画面の変更

上記「① 参照元の追加」に伴い、[新規作成/基本情報の登録]画面-[申告情報]タブ-[予定納税額]の[参照]ボタンをクリックして表示される画面において、予定納税額を参照するメッセージの格納先を選択できるよう変更

【その他】

- ・ 本プログラムで「消費税の達人」とのデータ連動を利用する場合には、連動コンポーネント（消費税の達人from所得税の達人（平成30年分版））をインストールしてください。
- ・ 「平成30年分版」に対応した電子申告データインポート機能（国税）を同時にリリースします。

※詳細は達人Cubeの情報コミュニティに掲載の「利用ガイド」にてご確認ください。

2. 「所得税の達人」 基本操作

2. 「所得税の達人」基本操作

(1) セキュリティを担保するための最低限の設定

“DB作成時「データベースセキュリティを有効にする」へのチェック”

【新規導入時のDB作成画面】

データベースの新規作成

以下の点に注意して、データベースの格納場所を指定してください。

- ①データベースに格納するデータ量によっては、データベースは100MB以上になる可能性があります。極力空き容量の多いドライブを指定してください。
- ②このデータベースにセキュリティ設定をしたい場合は、「データベースセキュリティを有効にする」をチェックしてください。
※データ操作(閲覧等)に、達人Cubeへのログインが必須になります。
※セキュリティ設定は、あなたと達人Cubeのシステム所有者のみ可能となります。
※セキュリティ設定は、「データ管理の達人」で行ってください。

場所: >#Program Files#NTT DATA#G2000St30#Data# 参照

データベースセキュリティを有効にする

< 戻る(B) 次へ(N) > キャンセル

【DB管理メニューのDB作成画面】

データベース新規作成

データベース名: database

場所: C:#Program Files#NTT DATA#G2000St30#Data# 参照

情報

正式名: St30_database

データファイル: St30_database.mdf

ログファイル: St30_database_log.ldf

データベースセキュリティを有効にする

チェックをすることにより、このデータベースのセキュリティ設定が可能になります。

※データ操作(閲覧等)に、達人Cubeへのログインが必須になります。
※セキュリティ設定は、あなたと達人Cubeのシステム所有者のみ可能となります。
※セキュリティ設定は、「データ管理の達人」で行ってください。

F1 ヘルプ F3 参照 Enter 確定 ESC キャンセル

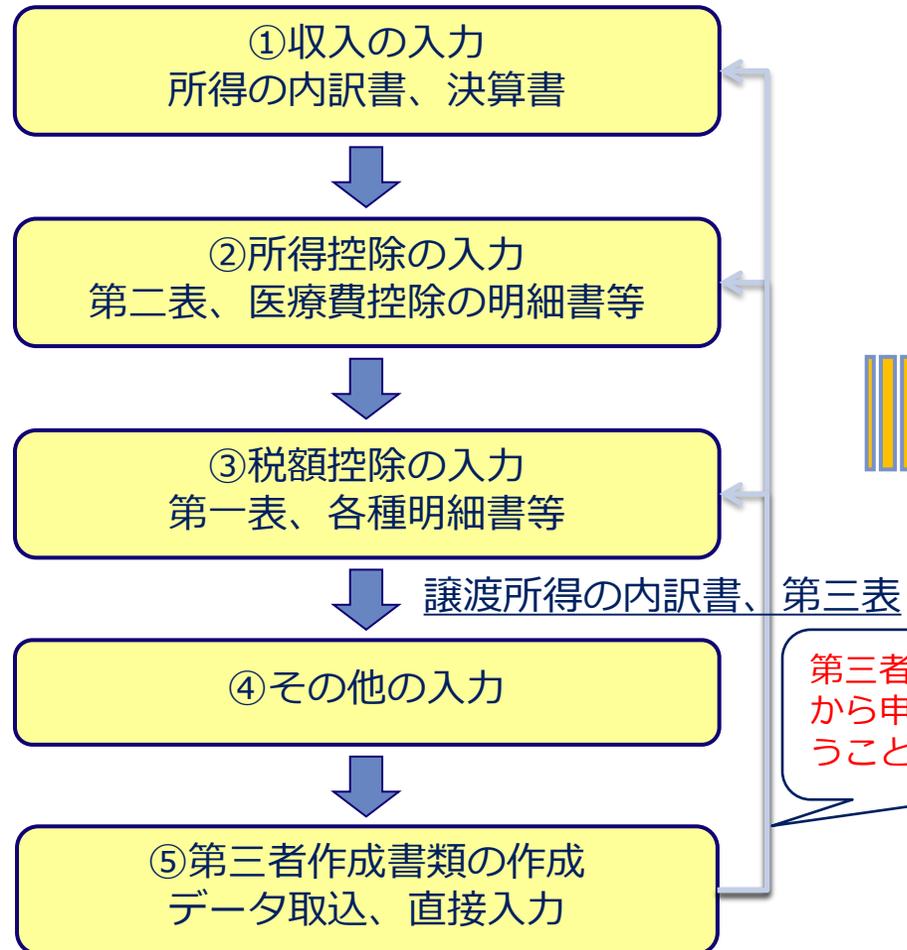
※「データベースセキュリティを有効にする」へのチェックで、技術的安全管理措置への対応ができるようになります。

※技術的安全管理措置で求められる「アクセスログの取得」と「アクセス制御」に対応するためには、達人Cubeへのログインが必須となります。

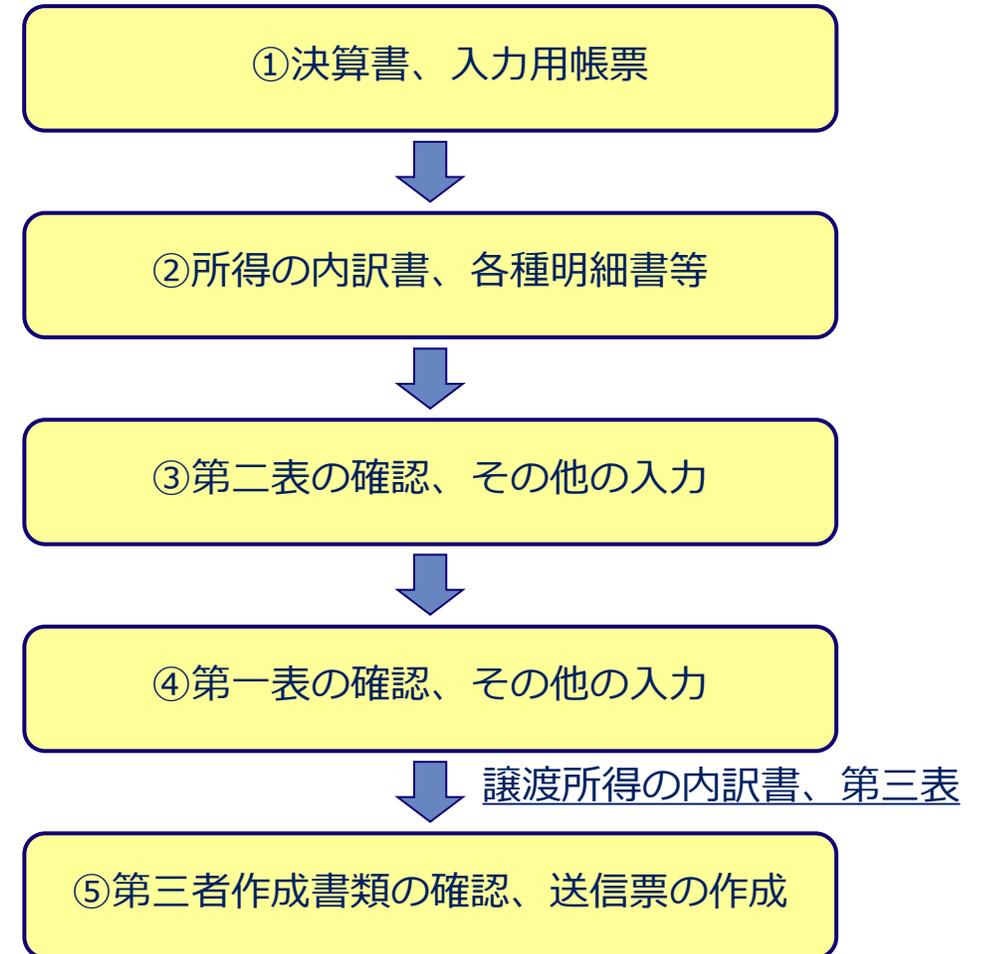
2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作（申告書作成の流れ）

【平成29年分版Ver1.0.0.0】



【平成30年分版（平成29年分版Ver1.1.0.1以後）】

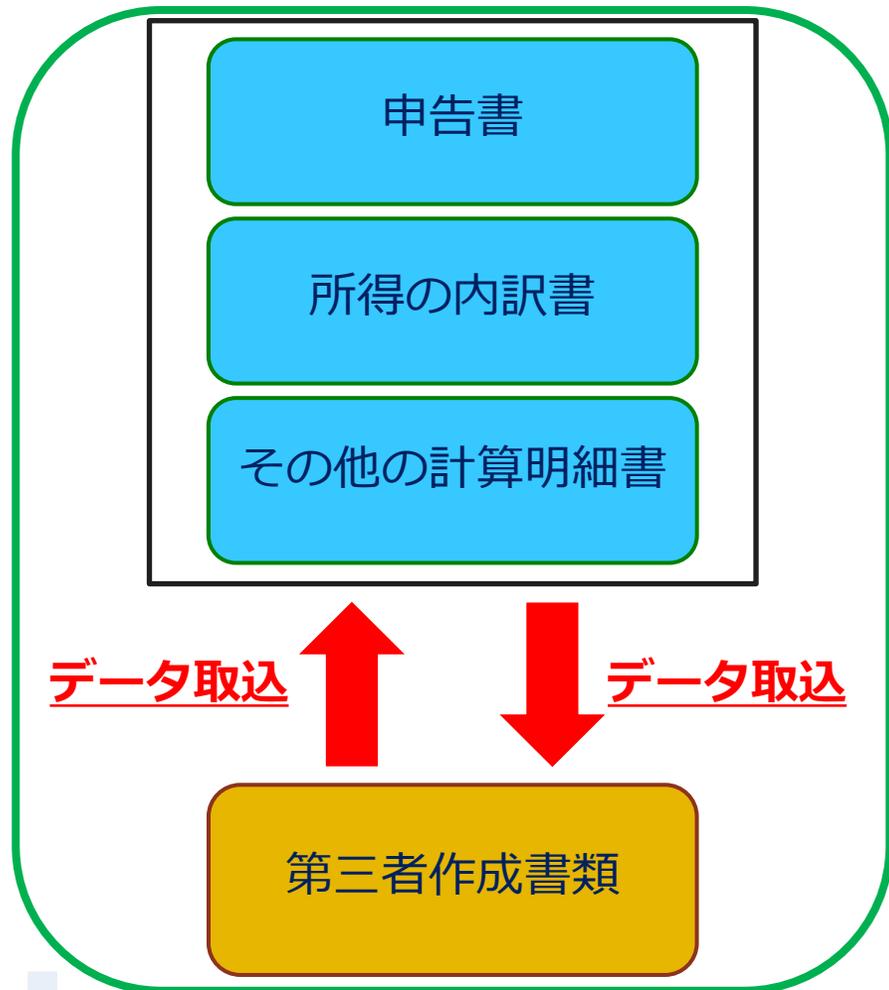


第三者作成書類の作成
から申告書の作成を行
うこともできます。

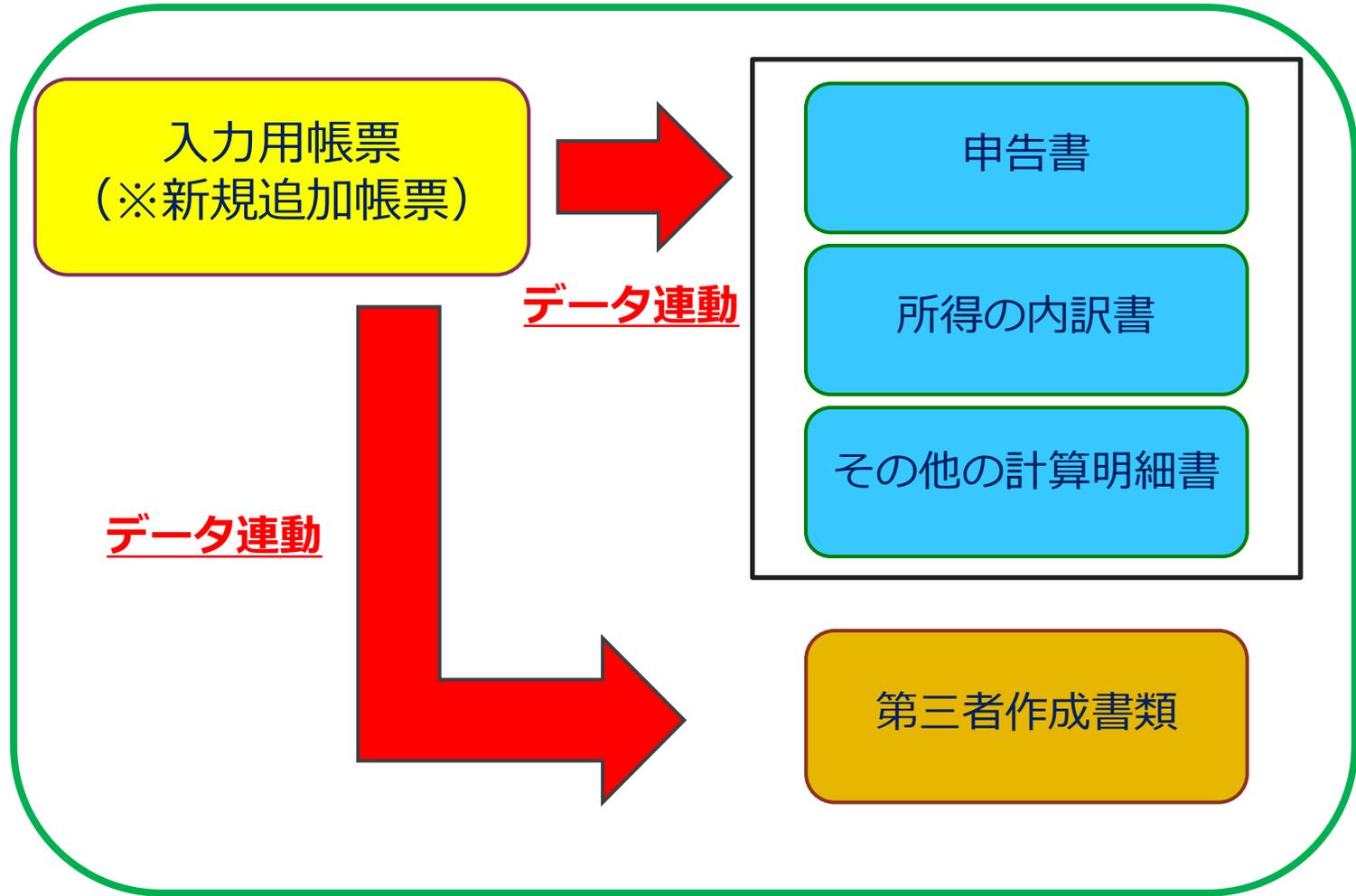
2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作（申告データ連動イメージ）

【平成29年分版Ver1.0.0.0】



【平成30年分版（平成29年分版Ver1.1.0.1以後）】



2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (基本情報の登録)

・「データ管理の達人」の事業者DBから基本情報を取り込むことができます。

・使用する決算書（収支内訳書）の種類を選択します。

・決算書（収支内訳書）において行う減価償却計算の処理方法をここで設定します。
※全ての決算書（収支内訳書）において共通です。

・住所、事業所、事務所、居所等から選択
※住所は、個人情報タブの住所等が各帳票の住所欄に記載されます。
※事業所、事務所、居所等は、個人情報タブの事業所等の所在地が各帳票の住所欄に記載されます。（※第一表のみ下段に個人情報タブの住所等も記載されます。）

・予定納税額の入力を行います。
※直接手入力の外、「参照」をクリックし、「電子申告の達人」にダウンロード済みの「申告のお知らせ」から反映することもできます。

※納税者又は税理士のメッセージボックスから情報を取得することも可能です。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作（基本情報の登録）

・直接、手入力をするか、「データ管理の達人」の個人番号収集DBから選択して取り込みます。

・平成31年1月1日の住所を入力します。
デフォルトは「同上」になっています。
※直接入力する場合には、「入力」にチェックを入れ、住所を手入力します。

・住所が「政令指定都市に該当する」場合には、「チェック」を入れます。
※納税額管理表の住民税の所得割が指定都市における標準税率で計算されます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (基本情報の登録)

基本情報の登録

接続先: (local)/test 参照

申告情報 個人情報 帳票選択 税理士情報

確定申告書

申告書B【第一表】 申告書【第四表】…損失申告用
 申告書B【第二表】 (申告書【第四表付表】…震災用)
 申告書【第三表】…分離課税用 申告書【第五表】…修正申告用

申告書添付書類

帳票名称: 検索

帳票名称 拡充帳票

所得の内訳書
 医療費控除の明細書
 セルフメディケーション税制の明細書
 損益の通算の計算書
 (特定増改築等)住宅借入金等の計算明細書
 政党等寄附金特別控除額の計算明細書
 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書
 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書
 住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別控除額の計算明細書(H29.4.1以後用)
 外国税額控除に関する明細書(居住者用)

入力用帳票

給与所得の源泉徴収票 医療費に係る領収書等 特定口座年間取引報告書
 退職所得の源泉徴収票等 雑損控除に係る領収書等 配当所得等に係る支払通知書
 公的年金等の源泉徴収票 寄附金の受領証等
 社会保険料等に係る控除証明書等 住宅取得資金借入金の年末残高等証明書

F1 ヘルプ
F3 参照
F5 検索
F7 計算設定
F9 マスタ更新
F12 漢字
Ctrl+F3 確定
ESC キャンセル

・申告に必要な帳票を選択します。
※[所得の内訳書]にはチェックを入れてください。

※申告書[第三表]と申告書[第四表]は同時作成できません。

・入力用帳票を選択します。

- ① 給与所得の源泉徴収票
- ② 退職所得の源泉徴収票等
- ③ 公的年金等の源泉徴収票
- ④ 社会保険料等に係る控除証明書等
- ⑤ 医療費に係る領収書等
- ⑥ 雑損控除に係る領収書等
- ⑦ 寄付金の受領証等
- ⑧ 住宅取得資金借入金の年末残高等証明書
- ⑨ 特定口座年間取引報告書
- ⑩ 配当所得等に係る支払通知書

2. 「所得税の達人」基本操作

【参考】

所得税の達人では、国税庁の『申告書の使用区分』に基づき、第三表と第四表を同時に作成することができません。第三表と第四表を同時に作成したい場合には、以下の手順に沿って作成し、紙で印刷をしてください。

- 第四表のデータを複写し、複写したデータで第三表を作成し・印刷します。

データ管理

接続先: (local)/test 参照 5件/5件

個人コード	氏名	申告年度	申告種別	申告情報	青白区分	ステータス	保存年月日
1	所得 太郎	平成30年分	確定申告B	一般	青色		H.301219 16:13:33
1234567890	達人工務店	平成30年分	確定申告B	損失	青色		H.301219 16:14:09
2	申告 太郎	平成30年分	確定申告B	一般	青色		H.301219 08:28:33
3	確定 太郎	平成30年分	確定申告B	一般	青色		H.301219 08:28:34
SHOTOKU001	所得 太郎	平成30年分	確定申告B	分類	青色		H.301219 15:35:15

接続先: (local)/test 参照 5件/5件

個人コード	氏名	申告年度	申告種別	申告情報	青白区分	ステータス	保存年月日
1	所得 太郎	平成30年分	確定申告B	一般	青色		H.301219 16:13:33
1234567890	達人工務店	平成30年分	確定申告B	損失	青色		H.301219 16:14:09
2	申告 太郎	平成30年分	確定申告B	一般	青色		H.301219 08:28:33
3	確定 太郎	平成30年分	確定申告B	一般	青色		H.301219 08:28:34
SHOTOKU001	所得 太郎	平成30年分	確定申告B	分類	青色		H.301219 15:35:15

Enter
プロパティ

- ・データ管理で上下の接続先ともに同じデータベースを選択します。
- ・第三表を作成したいデータを選択し、「複写」をクリックします。
- ・個人コードを変更します。

データを複写します...

同一データベース内に以下のデータの複製を作成します。
複製先となる個人コードを指定してください。

[1234567890 平成30年分 確定申告B]

複製元: 1234567890
複製先: 1234567800]

このデータを複写しますか?

はい(Y) いいえ(N) キャンセル

※コピーしたデータの基本情報登録で第三表を選択し、申告書作成と印刷を行います。

- ・「プロパティ」でコメントを残すことができます。

個人コード	氏名	申告年度	申告種別	申告情報	青白区分
1	所得 太郎	平成30年分	確定申告B	一般	青色
1234567800	達人工務店	平成30年分	確定申告B	損失	青色
1234567890	達人工務店	平成30年分	確定申告B	損失	青色
2	申告 太郎	平成30年分	確定申告B	一般	青色
3	確定 太郎	平成30年分	確定申告B	一般	青色
SHOTOKU001	所得 太郎	平成30年分	確定申告B	分類	青色

第三表作成用
データ状態: -

2. 「所得税の達人」基本操作

【参考】 準確定申告書を作成するには

基本情報の登録

帳票選択

確定申告書

- 申告書B【第一表】
- 申告書B【第二表】
- 申告書【第三表】…分離課税用
- 申告書【第四表】…損失申告用
- 申告書【第四表付表】…震災用
- 申告書【第五表】…修正申告用

申告書添付書類

帳票名称:

帳票名称

- 外国税額控除に関する明細書(居住者用)
- 通勤所得・臨時所得の平均課税の計算書
- 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表)【総合課税用】
- 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例適用を受ける場合の計算書
- 死亡した者の確定申告書付表
- 株式会社等に関する譲渡所得等の金額の計算明細書
- 株式会社等に関する譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使用)
- 確定申告書付表(上場株式会社等に関する譲渡損失の損益通算及び繰越用)
- 確定申告書付表(特定投資株式会社等に関する譲渡損失の損益計算及び繰越用)
- 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

入力用帳票

- 給与所得の源泉徴収票
- 退職所得の源泉徴収票等
- 公的年金等の源泉徴収票
- 社会保険料等に係る控除証明書等
- 医療費に係る領収書等
- 雑損控除に係る領収書等
- 寄附金の受領証等
- 特定口座年間取引報告書
- 配当所得等に係る支払通知書
- 住宅取得資金借入金の年末残高等証明書

Ctrl+D
確定

- ・基本情報の登録を選択し、「帳票選択」をクリックします。
- ・「死亡した者の確定申告書付表」を選択し、「確定」をクリックします。

- ・申告書の作成を開くと、準確定申告書と死亡した者の確定申告書付表を作成することができます。

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書B

住所: 東京都千代田区一ツ橋〇〇

氏名: 被相続人 所得 太郎

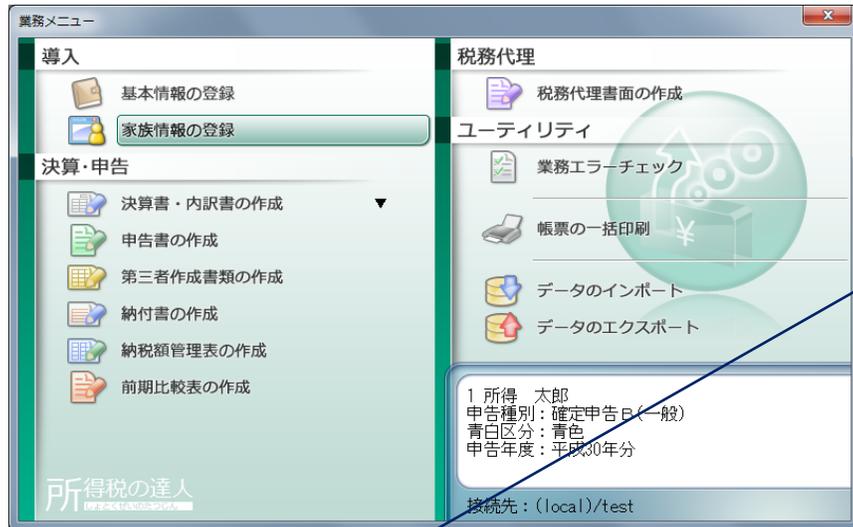
種別	金額(円)
事業所得	39,200
不動産所得	26,000
配当所得	1,920
雑所得	

死亡した者の平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等	住所: 東京都千代田区一ツ橋〇〇	氏名: フリガナ 太郎 死亡年月日: 平成 年 月 日
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金	25,011,200 円…A	
3 相続人等の代表者の指定	代表者を指定される場合は、右にその代表者の氏名を書いてください。	相続人等の代表者の氏名
4 限定承認の有無	限定承認	
(1) 住所	フリガナ	フリガナ
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ
(3) 個人番号		
(4) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄
(5) 生年月日	年 月 日	年 月 日
(6) 電話番号		
(7) 相続分…B	法定・指定	法定・指定

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (家族情報の登録)



- 直接、手入力をするか、「データ管理の達人」の個人番号収集DBから選択して取り込みます。

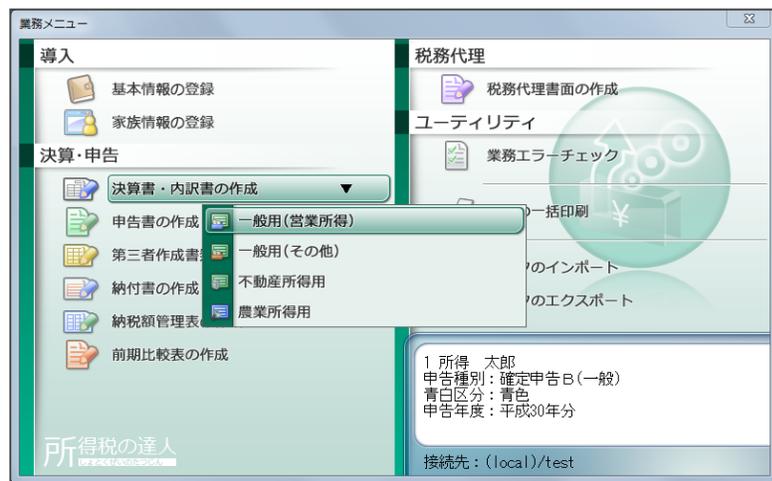
- 家族情報はデータ管理の達人から取り込む事もできます。
 - 配偶者所得は、『所得金額』を入力します。
- ※[内訳]ボタンには各種収入金額から所得金額を計算するシートが用意されています。

所得の種類	取入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得①	1,000,000 円	650,000 円	<input type="checkbox"/> 入力 350,000 円
事業所得②	円	円	<input type="checkbox"/> 入力 円
雑所得③	円	円	<input type="checkbox"/> 入力 円
配当所得④	円	円	<input type="checkbox"/> 入力 円
不動産所得⑤	円	円	<input type="checkbox"/> 入力 円
退職所得⑥	円	円	<input type="checkbox"/> 入力 円
①～⑥以外の所得⑦	(内 円)	円	<input type="checkbox"/> 入力 円
配偶者の合計所得金額(①～⑦の合計額)			350,000 円

- 控除計算：控除計算の対象外にする場合チェックをします。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作（決算書・内訳書の作成 一般用（営業所得））



【決算書（一般用）の入力手順】

① 2ページ：月別売上（収入）金額及び仕入金額ほか各種内訳

② 3ページ：減価償却費の計算ほか各種内訳

③ 4ページ：製造原価の入力、貸借対照表の入力

④ 1ページ：損益計算書、転記数値の確認・その他の残高入力

平成 30 年分
 氏名 桐井 太郎
 住所 東京都千代田区千代田 1-1-1
 提出用 (平成二十五年分以降用)

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	2,644,000	1,756,000
2	2,506,000	2,102,000
3	2,980,000	2,149,000
4	3,044,000	2,195,000
5	3,107,000	2,452,000
6	3,459,000	2,283,000
7	3,228,000	2,014,000
8	2,859,000	2,227,000
9	3,351,000	2,456,000
10	3,602,000	2,629,000
11	3,838,000	2,605,000
12	4,135,000	2,728,000
計	39,280,000	27,596,000

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	経年	月給	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
鈴木 達子	27	12	1,200,000	300,000	1,500,000	18,800
山田 和子	23	12	900,000	225,000	1,125,000	2,200
計			2,100,000	525,000	2,625,000	21,000

○専従者給与の内訳

氏名	性別	年齢	経年	月給	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
桐井 一郎	長男	23	12	900,000	240,000	1,200,000	6,100
計				900,000	240,000	1,200,000	6,100

○貸倒引当金繰入額の計算

金額	金額
① 前年度繰入額	1,348,000
② 本年分繰入額	74,140
③ 本年分繰入額	74,140
④ 本年分の貸倒引当金繰入額	74,140

○青色申告特別控除額の計算

金額	金額
① 本年分の不動産所得の金額	1,589,200
② 青色申告特別控除額の所得金額	650,000
③ 650,000円と②のいずれか少ない方の金額	650,000
④ 650,000円と③のいずれか少ない方の金額	0
⑤ 10万円と④のいずれか少ない方の金額	0
⑥ 10万円と⑤のいずれか少ない方の金額	0

・青色申告特別控除の適用額を選択します。

転記先（1ページ）

- 月別売上（収入）金額及び仕入金額 → (1)売上（収入）金額、(3)仕入金額
- 給料賃金の内訳 → (20)給料賃金
- 専従者給与の内訳 → (38)専従者給与
- 貸倒引当金繰入額の計算 → (39)貸倒引当金

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (決算書・内訳書の作成 一般用 (営業所得))

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (償却保証額をきむ)	面積 又は 数量	取得 年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	① 本年分の 償却額 (④×⑦×⑧)	② 本年分の 償却費合計 (①+②)	③ 事業等 用割合	④ 本年分の必要 経費算入額 (②×⑩)	⑤ 未償却残高 (期末残高)	備 考
A001 木造建物区分 A001-02 店舗建物のシャッター	48.00 m ²	平成18年07月	6,000,000	5,400,000	定額	22	248,400	248,400	100.0	248,400	3,143,400	
0001 ライトバン	1.00	19-01	500,000	25,000	定額	22	27,600	27,600	100.0	27,600	572,400	
F001 耐火キッズシート	1.00	19-03	700,000	155,518	旧定率	15	5,000	5,000	100.0	5,000	5,000	自等額
F002 システム	1.00	19-07	390,000	390,000	定率	5	22,084	22,084	100.0	22,084	133,434	
H001 アーケード真鍮金一括償却資産	29	27-01	250,000	250,000	均等	5	156,000	156,000	100.0	156,000	234,000	
少額減価償却資産	29	29	180,000	180,000	一括	1/3	50,000	50,000	100.0	50,000	100,000	
少額減価償却資産	29	29	980,000	980,000	少額		60,000	60,000	100.0	60,000	120,000	特例(25%控除)
計							569,084	569,084		1,549,084	4,308,294	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

貸借対照表 (資産負債調) (平成30年12月31日現在) (原簿計算を行っていない人は、記入する必要はありません。)

資産の部		負債・資本の部		製造原価の計算			
科目	1月1日(期首)	12月31日(期末)	科目	1月1日(期首)	12月31日(期末)		
現金	292,300	372,772	支払手形			期首原材料棚卸高	①
当座預金	576,000	1,183,000	買掛金	1,672,000	2,034,000	原材料仕入高	②
定期預金	1,463,400	1,824,500	借入金	2,283,000	2,290,000	小計(①+②)	③
その他の預金	98,000	133,000	未払金	238,000	246,000	期末原材料棚卸高	④
受取手形			前受金			差引原材料費(③-④)	⑤
売掛金	1,172,000	1,348,000	預り金	3,080	24,202	労務費	⑥
有価証券						外注工賃	⑦
棚卸資産	3,705,000	3,814,000				電力費	⑧
前払金						水道光熱費	⑨
貸付金						修繕費	⑩
建物	3,391,800	3,734,200				減価償却費	⑪
建物附属設備							⑫
機械装置							⑬
車両運搬具	10,000	5,000	貸倒引当金	64,460	74,140		⑭
工具器具備品	155,518	565,434					⑮
土地							⑯
繰延資産	150,000	100,000					⑰
							⑱
							⑲
							⑳
							㉑
							㉒
							㉓
							㉔
							㉕
							㉖
事業主借				524,121		繰上費(⑳+㉑+㉒)	㉗
元入金				6,753,478	6,753,478	期首半製品・仕掛品棚卸高	㉘
事業主貸	2,986,000		青色申告特別控除前の所得金額		4,023,565	小計(㉗+㉘)	㉙
合 計	11,014,018	16,065,906	合 計	11,014,018	15,989,506	期末半製品・仕掛品棚卸高	㉚
						製品製造原価(㉙-㉚)	㉛

①5万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

・減価償却資産を個別に登録します。
※減価償却の達人を契約している場合には、データのインポートで取り込みができます。

減価償却資産の登録

減価償却資産の名称等: A001 木造建物区分

面積又は数量: 48.00 m²

取得年月: 平成 10 年 07 月

取得価額: 6,000,000

(償却保証額) 入力: 3,881,800

償却の基礎になる金額: 5,400,000

償却方法: 定額法 旧定額

経過措置: 25%定率法を適用する

耐用年数: 22 年 償却率: 0.046

調整前償却額: 入力: 248,400

本年分の普通償却費: 入力: 248,400

割増(特別)償却費: 入力: 248,400

本年分の償却費合計: 入力: 248,400

事業専用(貸付)割合: 100.0 %

本年分の必要経費算入額: 入力: 248,400

未償却残高: 入力: 3,143,400

備考:

F1 ヘルプ F12 戻る Ctrl+D 確定 ESC 終了

転記先 (1 ページ)

○減価償却費の計算 → (18)減価償却費

○利子割引料の内訳 → (22)利子割引料

○地代家賃の内訳 → (23)地代家賃

転記先 (1 ページ)

(26)製品製造原価 → (3)仕入金額に加算

2. 「所得税の達人」基本操作

【参考】減価償却の設定

■ 少額減価償却資産の登録

- ① [減価償却資産の登録] 画面で、[減価償却資産の名称等] [取得年月] [取得価額] を入力します。
- ② [償却の基礎になる金額] - [入力] にチェックを付け、空欄にします。
- ③ [償却方法] の [▼] をクリックして [その他] を選択し、右側の欄に [少額] と入力します。
- ④ [事業専用(貸付)割合] を空欄にします。
- ⑤ [本年分の必要経費算入額] - [入力] にチェックを付け、[取得価額] と同額を入力します。
- ⑥ [本年中の償却期間] は空欄にします。
- ⑦ [未償却残高] - [入力] にチェックを付け、空欄にします。
- ⑧ [摘要] 上段に [措法28の2] と入力します。
- ⑨ [摘要] 下段に [(明細は別途保管)] と入力します。

■ 除却資産の登録

- ① [減価償却資産の登録] 画面で以下の項目を入力します。
「減価償却資産の名称等」「面積又は数量」「取得年月」「取得価額」「期首帳簿価額」「償却方法」「耐用年数」
- ② [本年中の償却期間] - [入力] にチェックを付け、月数を入力します。
- ③ [未償却残高] - [入力] にチェックを付け、「0」を入力します。
- ④ [摘要] 上段に [除却] と入力します。

※ 「減価償却の達人」からデータ連動した場合は、自動で登録されます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (決算書・内訳書の作成 一般用 (営業所得))

平成30年分所得税青色申告決算書(一般用) FA0203

住所: 千葉県市川市〇〇1-1-1
 事務所所在地: 東京都墨田区〇〇1-1-1

業種名: 輸入販売業

提出用 (平成十五年分以降用)

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	392,800.00	消耗品費	37,800.00	貸倒引当金	64,460.00
雑収入	37,050.00	減価償却費	15,490.84	各種引当金等	
仕入金	275,960.00	福利厚生費	17,300.00	計	64,460.00
小計	313,010.00	給料賃金	282,500.00	専従者給与	12,000.00
売上原価	381,400.00	外注工賃	12,800.00	貸倒引当金	741.40
差引原価	274,870.00	地利家賃	12,000.00	計	12,741.40
差引金額	117,930.00	貸倒金		計	402,356.5
租税公課	38,500.00	青色申告特別控除		所得金額	402,356.5
荷造運賃		所得金額		所得金額	402,356.5
水道光熱費	2,240.00	雑費	3,067.1	青色申告特別控除後の所得金額	
旅費交通費	1,480.00	差引金額	52,332.45		
通信費	1,670.00				
広告宣伝費	1,050.00				
接待交際費	11,630.00				
損害保険料	1,050.00				
修繕費	2,590.00				

・所得税青色申告決算書付表 (医師及び歯科医師用) を作成するには、[付表 (医師へ)] を選択します。

平成30年分所得税青色申告決算書(一般用) 付表<医師及び歯科医師用>

1. 収入金額の内訳

2. 自由診療割合の計算

自由診療割合の計算方法

診療実日数による割合 収入による割合

調整率の設定

眼科・外科・整形外科 産婦人科・歯科

上記以外 (美容整形を除く)

調整率: %

自由診療割合 (自動計算): %

F1 ヘルプ Ctrl+F1 確定 ESC キャンセル

・青色申告特別控除の適用額を選択します。
 ※2ページと共通です。

青色申告特別控除の選択

選択なし
 85万円
 10万円

Enter 確定
 ESC キャンセル

※所得が複数ある場合には、それぞれの決算書で設定してください。それにより、不動産⇒事業⇒山林の順で控除されるようになります。

・転記項目以外を入力します。

必要経費の内訳

(1) 自由診療割合

(2) 所得計算

(3) 経費特別控除

(4) 社会保険料

措置法差額: 2,039,105円

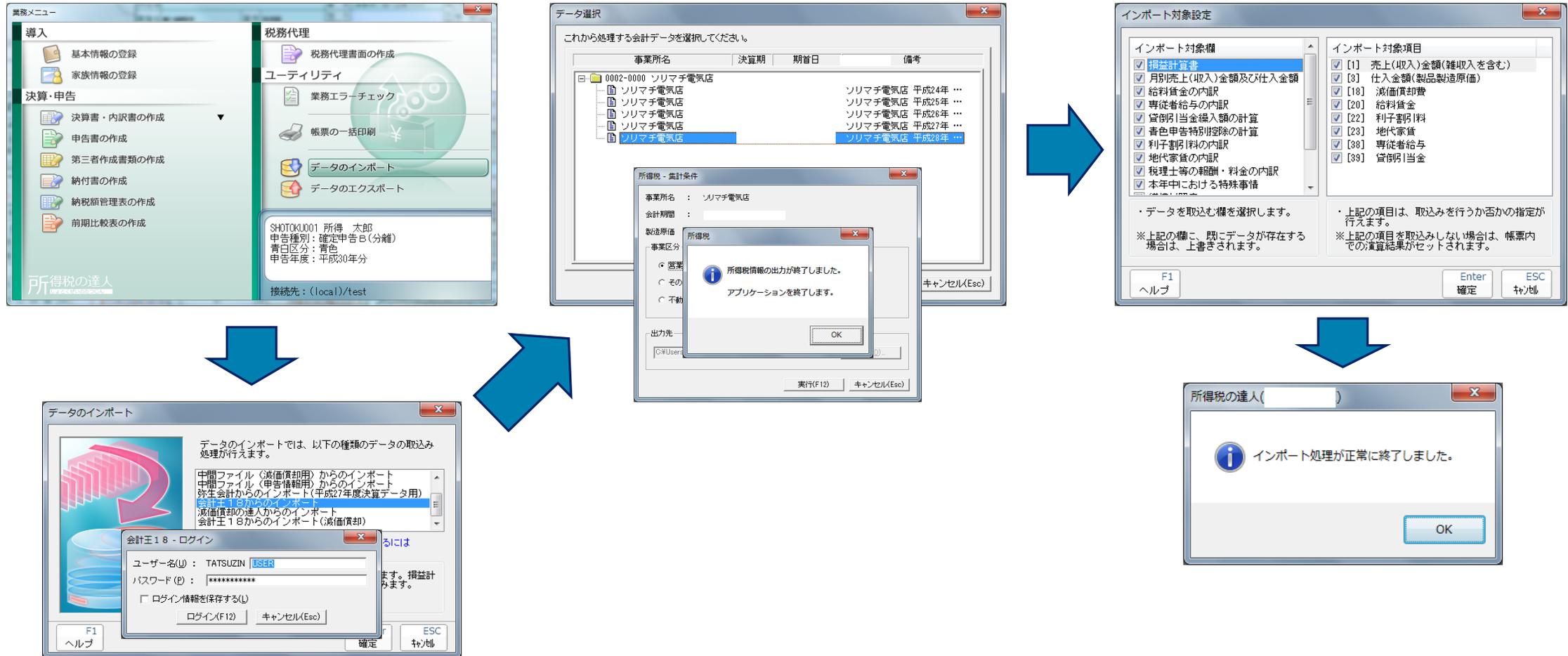
・「措置法差額」は、1ページの欄外に自動表示されます。
 ※所得金額は、「措置法差額」控除後を計算・表示します。

青色申告特別控除前の所得金額 (33 + 37 - 43)	402,356.5
青色申告特別控除額 (44)	0
所得金額 (33 - 44)	198,446.0
措置法差額	2,039,105円

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作（決算書の作成（データのインポート））

■ 各社会計ソフトから決算書データをインポートできます。



2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (決算書の作成 (データのインポート))

平成 30 年分 所得稅青色申告決算書 (一般用) FA0203

住所: 千葉県市川市〇〇1-1-1
 事業所所在地: 東京都豊田区〇〇1-1-1
 氏名: 鈴木 太郎
 代表者: 鈴木 太郎
 業種名: 輸入販売業 屋号: 所得屋 加入団体名: 加入団体

平成 31 年 03 月 10 日 損益計算書 (自 1 月 1 日 至 12 月 31 日) 000000009

提出用	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
	売上 (収入) 金額 (雑収入を含む)	3,912,800.00	消耗品費	378,000.00	繰上金	64,460.00
	減価償却費	154,908.40	福利厚生費	173,000.00	賞与	74,140.00
	雑収入	275,960.00	給料賃金	212,500.00	専従者給与	1,200,000.00
	小計	3,130,100.00	外注工賃	1,280,000.00	賞倒引当金	74,140.00
	期末商品仕入	381,400.00	利子割引料	1,200,000.00	計	1,274,140.00
	差引金額	1,179,300.00	地代家賃	1,200,000.00	所得金額	4,023,565.00
	租税公課	38,500.00	貸倒金	0.00	所得金額	4,023,565.00
	荷造運賃	0.00	計	1,274,140.00		
	水道光熱費	2,400.00				
	旅費交通費	1,480.00				
	通信費	1,670.00				
	広告宣伝費	1,050.00				
	接待交際費	1,630.00				
	損害保険料	1,050.00				
	修繕費	2,590.00				

平成 30 年分 所得稅青色申告決算書 (一般用) FA0203

氏名: 鈴木 太郎

〇月別売上 (収入) 金額及び仕入金額

月	売上 (収入) 金額	仕入金額
1	2,644,000	1,756,000
2	2,506,000	2,102,000
3	2,980,000	2,149,000
4	3,044,000	2,195,000
5	3,107,000	2,452,000
6	3,459,000	2,283,000
7	3,228,000	2,014,000
8	2,859,000	2,227,000
9	3,351,000	2,456,000
10	3,602,000	2,629,000
11	3,838,000	2,605,000
12	4,135,000	2,728,000
計	3,912,800	2,759,600

〇給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	給料	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
鈴木 達子	27	12	1,200,000	300,000	1,500,000	18,800
山田 和子	23	12	900,000	225,000	1,125,000	2,200
計			2,100,000	525,000	2,625,000	21,000

〇専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	給料	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
所得 一郎	長男	23	12	860,000	240,000	1,200,000	6,100
計			860,000	240,000	1,200,000	6,100	

〇貸倒引当金繰入額の計算

項目	金額
前期評価による本年分繰入額	1,340,000
一括評価による本年分繰入額	0
本年分繰入額	1,340,000
本年分の貸倒引当金繰入額	1,340,000

〇貸借対照表 (資産負債調) (平成 30 年 12 月 31 日現在)

資産の部		負債・資本の部			
科目	1月1日(期首)	12月31日(期末)	科目	1月1日(期首)	12月31日(期末)
現金	282,300	372,772	支払手形		
当座預金	578,000	1,183,000	買掛金	1,872,000	2,034,000
定期預金	1,463,400	1,824,500	借入金	2,283,000	2,280,000
その他の預金	98,000	133,000	未払金	238,000	246,000
受取手形			前受金		
売掛金	1,172,000	1,348,000	預り金	3,080	24,202
有価証券					
棚卸資産	3,705,000	3,814,000			
前払金					
貸付金					
建物	3,391,800	3,734,200			
建物附属設備					
機械装置					
車両運搬具	10,000	5,000	貸倒引当金	64,460	74,140
工具器具備品	155,518	565,434			
土地					
構築物	150,000	100,000			
事業主債			事業主債		524,121
元入金			元入金	6,753,478	6,753,478
計	11,014,018	16,065,906	計	11,014,018	15,969,506

〇製造原価の計算

科目	金額
期首原材料棚卸高	
原材料仕入高	
小計 (①+②)	
期末原材料棚卸高	
差引原材料費 (③-④)	
労務費	
外注工賃	
電力費	
水道光熱費	
修繕費	
減価償却費	
雑費	
計	
経費	
期首半製品仕用品棚卸高	
小計 (⑤+⑥)	
期末半製品仕用品棚卸高	
製品製造原価 (⑦-⑧)	

・決算書の1ページ目と2ページ目の一部及び4ページ目がインポートされます。

※決算書の3ページ目については、減価償却の達人からインポートします。

※各メーカー別連動コンポーネントのダウンロードやマニュアルの参照ができるサイトを以下にお知らせします。

※インポート対象項目はメーカーにより異なるため、下記サイトのマニュアルを参照願います。

http://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

① 入力用帳票「給与所得の源泉徴収票」の作成

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	1,920,500 円		380,000 円	40,000 円
社会保険料等の金額	125,400 円			
住宅借入金等特別控除の金額			20,000,000 円	

「データ連携」ボタンが赤枠で囲まれている。

・データを入力（入力したデータは下記の帳票に反映されます。）

①第一表へ：種別、支払金額、源泉徴収税額、支払者

②第二表へ：社会保険料等の金額、地震保険料の金額、生命保険料の金額の内訳、国民年金保険料等の金額、旧長期損害保険料の金額

③第三者作成書類（給与所得の源泉徴収票の記載事項）へ：種別、支払金額、所得控除の額の合計額、源泉徴収税額、住宅借入金等特別控除の額、住宅借入金等特別控除の額の内訳、国民年金保険料等の金額、支払者

④■社会保険料等へ：社会保険料等の金額、生命保険料の金額の内訳、地震保険料の金額、旧長期損害保険料の金額

・「データ連携」から、年調・法定調書の達人で作成したデータの取り込みができます。

質問先コード	質問先名称	データ名称	提出区分	法人個人区分	ステータス	保存年月日
MEMO00001	株式会社 年調	平成30年分 30年分新調 2018...	新調	法人	R.301116 17:29:14	

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

① 入力用帳票「寄附金の受領証等 (1面)」の作成

所得税			住民税	
特定寄附金(下記以外)	所得控除	285,000 ^円	都道府県、市区町村	120,000 ^円
政党等寄附金	税額控除	20,000	住所地の共同基金会、日赤支部	10,000
認定NPO法人等寄附金	税額控除	5,000	条例指定(都道府県)	60,000
公益社団法人等寄附金	税額控除	20,000	条例指定(市区町村)	5,000

寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
平成30年03月25日	所在地 名称 ○○県	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	80,000 ^円
平成30年03月25日	所在地 名称 ○○市	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	40,000
平成30年05月15日	所在地 名称 日本赤十字社○○支部	住所地の共同基金会、 日赤支部分	90,000
平成30年11月04日	所在地 名称 社会福祉法人○○	条例指定：都道府県分	55,000
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		

・データを入力 (入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

・第二表へ
特定寄附金の内訳 (2~5に掲げる寄附金を除く。)

・第三者作成書類 (寄附金の受領証等の記載事項) へ
寄付年月日、寄付先の所在地・名称、金額

※青枠の「控除区分」「住民税区分」は、該当する項目を選択

控除区分

所得控除
税額控除

Enter 確定
ESC キャンセル

住民税区分

該当なし
住民税控除対象外
都道府県、市区町村分(ふるさと納税)
住所地の共同基金会、日赤支部分
条例指定：都道府県・市区町村分
条例指定：都道府県分
条例指定：市区町村分

Enter 確定
ESC キャンセル

・「データ連携」をクリックすると、ふるさと納税サイト (ふるさとチョイス) の寄附金情報を取り込むことができます。

・「F3/参照」をクリックすると、寄付先の所在地・名称を選択することができます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

① 入力用帳票「寄附金の受領証等 (2面)」の作成

2 政党等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
年 月 日	所在地 名称		円
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
合 計			円

3 認定NPO法人等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
平成29年10月16日	所在地 名称 認定NPO法人○○	条例指定：都道府県・市区町村分	5,000円
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
合 計			5,000円

4 公益社団法人等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
平成30年05月19日	所在地 名称 社会福祉法人都道府県共同基金	住居地の共同基金等 日本支部分	20,000円
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
合 計			20,000円

5 認定NPO法人等以外のNPO法人等寄附金の内訳			金額
寄附先の名称	住民税区分	金額	円
合 計			円

・ データを入力 (入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

(1) 税額控除の場合

・ [政党等寄附金特別控除額の計算明細書へ](#)
政党等寄附金の内訳

・ [認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書へ](#)
認定NPO法人等寄附金の内訳

・ [公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書へ](#)
公益社団法人等寄附金の内訳

・ [第三者作成書類 \(寄附金の受領証等の記載事項\) へ](#)
寄付年月日、寄付先の所在地・名称、金額

(2) 所得控除の場合

・ [第二表へ](#)
政党等寄附金の内訳、認定NPO法人等寄附金の内訳、公益社団法人等寄附金の内訳

・ [第三者作成書類 \(寄附金の受領証等の記載事項\) へ](#)
寄付年月日、寄付先の所在地・名称、金額

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

①入力用帳票「特定口座年間取引報告書」(譲渡)の作成

平成30年分 特定口座年間取引報告書

上場株式等の配当の課税区分: **分離課税**

※特定口座年間取引報告書の配当及び配当所得等に係る支払通知書の「上場株式配当等の支払通知書」の配当、「2 オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書」、「3 配当等とみなす金額に関する支払通知書」の課税区分を選択してください。

特定口座開設者	住所(居所)	フリガナ 氏名 所得 木郎	勘定の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 1 保管 <input type="checkbox"/> 2 信用 <input checked="" type="checkbox"/> 3 配当等
前提出時の住所又は居所	生年月日	口座開設年月日 平成 28 ・ 05 ・ 14	源泉徴収の選択 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)

源泉徴収税額(所得税)	0 円	株式等譲渡所得割額(住民税)	0 円	外国所得税の額	円
-------------	-----	----------------	-----	---------	---

譲渡区分	① 譲渡の対価の額(収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額(譲渡所得等の金額)(①-②)
上場分	1,900,000	2,119,000	-219,000
特定信用分			
合計	1,900,000	2,119,000	-219,000

・データを入力(入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

(1) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を作成している場合

・所得の内訳書へ(★)
譲渡区分の「上場分」「特定信用分」、源泉徴収税額(所得税)、金融商品取引業者等

・第二表へ(★)
株式等譲渡所得割額(住民税)

・株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(2面)へ
名称、譲渡の対価の額(収入金額)、取得費及び譲渡に要した費用の額等、差引金額

・第三者作成書類(特定口座年間取引報告書の記載事項)へ(★)
「上場株式等の配当の課税区分」以外

(2) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を作成していない場合
上記(1)の★印の帳票に加え、下記の帳票にも入力したデータが反映されます。

・第三表へ
名称、譲渡の対価の額(収入金額)、取得費及び譲渡に要した費用の額等、差引金額
源泉徴収税額(所得税)

・確定申告書付表(1面)(2面)へ
差引金額

青枠の「課税区分」「勘定の種類」「源泉徴収の選択」は、該当項目から選択

課税区分 <input checked="" type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 分離課税 Enter 確定 ESC キャンセル	勘定の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 1 保管 <input type="checkbox"/> 2 信用 <input checked="" type="checkbox"/> 3 配当等 Enter 確定 ESC キャンセル	源泉徴収の選択 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 Enter 確定 ESC キャンセル
---	---	--

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

① 入力用帳票「特定口座年間取引報告書」(配当)の作成

(配当等の額及び源泉徴収税額等)					
種 類	配 当 等 の 額	源 泉 徴 収 税 額 (所得税)	配 当 割 額 (住民税)	特 別 分 配 金 の 額	外 国 所 得 税 の 額
④株式、出資又は基金	30,000 ^円	4,594 ^円	1,500 ^円		
⑤特定株式投資信託					
⑥投資信託又は特定受益証券 発行信託(④、⑤及び⑥以外)					
⑦オープン型証券投資信託					
⑧国外株式又は国外投資信託等					
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	30,000	4,594	1,500		
⑩公社債					
⑪社債的受益権					
⑫投資信託又は特定受益証券 発行信託(⑩及び⑪以外)					
⑬オープン型証券投資信託					
⑭国外公社債等又は国外投資 信託等					
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)					
⑯譲渡損失の金額	219,000			(摘要)	
⑰差引金額(⑯+⑮-⑯)	0			配当等の額の内訳	
⑱納付税額				特定証券投資信託: (外貨建以外) [5%]	
⑲還付税額(⑨+⑮-⑱)		4,594	1,500	特定証券投資信託: (外貨建) [2.5%]	
金融商品	所在地	千代田区〇〇1-2-3			
取引業者等	名 称	乙証券会社 大手町支店 (電話) 03 - 7777 - 7777			
	法人番号			負債の利子:	0 ^円

・データを入力(入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

(1) 上場株式等の配当の課税区分が「分離課税」の場合

・所得の内訳書へ(★)

配当等の額⑨+⑮、源泉徴収税額(所得税)の⑱納付税額、所在地・名称

・第三表へ

配当等の額⑨+⑮、源泉徴収税額(所得税)の⑱納付税額、名称

・確定申告書付表(1面)へ

配当等の額、名称

・第三者作成書類(特定口座年間取引報告書の記載事項)へ(★)

(適用)以外

(2) 上場株式等の配当の課税区分が「総合課税」の場合

上記(1)の★印の帳票に加え、下記の帳票にも入力したデータが反映されます。

・第一表へ

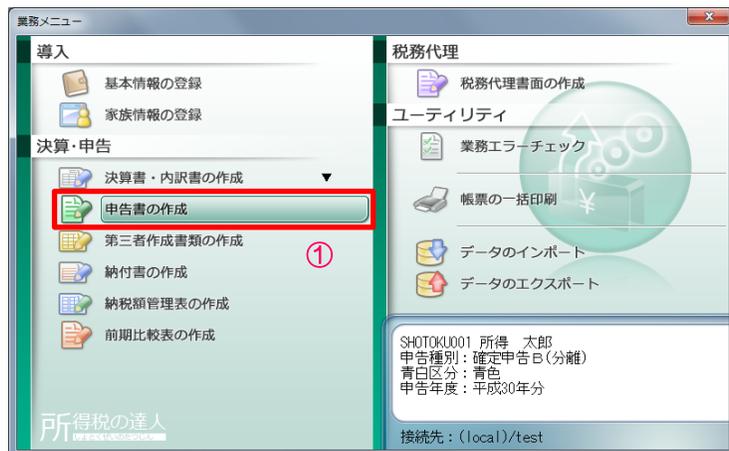
配当等の額⑨、源泉徴収税額(所得税)の⑱納付税額

・青枠の「名称」「負債の利子」は、ダブルクリックして、該当する項目を入力

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

② 「所得の内訳書」での収入の取込



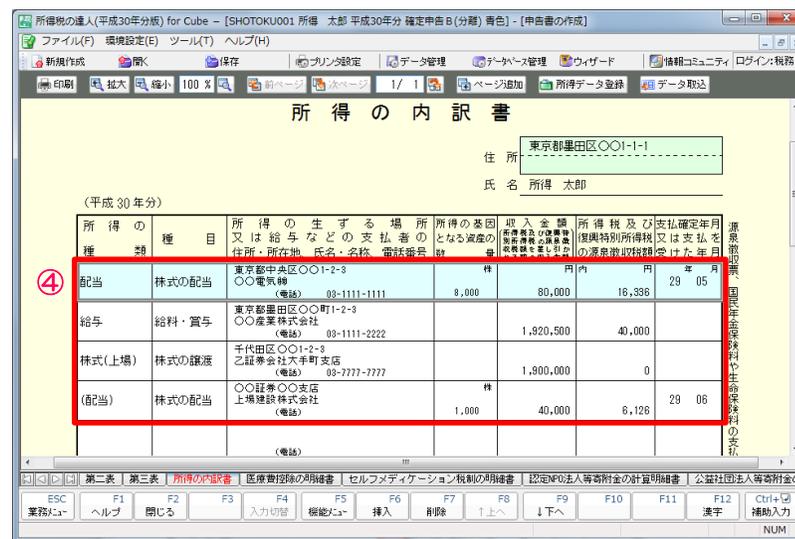
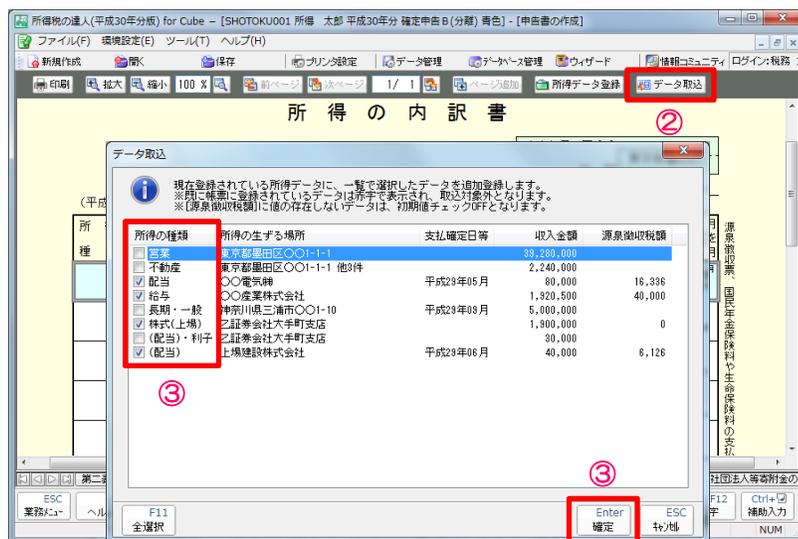
① 「申告書の作成」を選択

② 「所得の内訳書」画面の「データ取込」をクリック

③ 「データ取込」画面が表示されるので、所得の内訳書に取り込みたい所得の種類を選択し、「確定」をクリック

※源泉徴収税額に金額 (0を含む) が入っている所得データには、予めチェックが入っています。

④ 所得の内訳書に選択した所得データが取り込まれます。



2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

② 「所得の内訳書」の作成 (一時所得、雑所得 (その他) などのデータ入力)

所得の内訳書

住所 東京都墨田区〇〇1-1-1
氏名 所得 太郎

所得の種類	所得の生ずる場所 又は給与などの支払者の 住所・所在地 氏名・名称 電話番号	所得の要因 となる資産の 種類	収入金額 (源泉徴収控除後の 金額)	所得税及び 復興特別所得税 又は支払を 受ける年月	源泉 徴収 票 の 年 月
	(電話)				
	(電話)				
	(電話)				

① 所得データを入力したい枠をダブルクリックで選択

② 「所得の内訳の登録」画面が表示されるので、必要なデータを入力し、「確定」をクリック

③ 所得の内訳書に所得データが反映されます。

※必要経費が入力できるようになりました。

所得の内訳の登録

行の属性
通常明細行
所得の種類: 【総合課税】雑(その他)
連動設定: 手入力
所得の種類(表示用): 入力 雑(その他)
種目: 原稿料 参照
所得の生ずる場所又は給与などの支払者 所得データ連動項目(所得の内訳書より転記の場合)
住所・所在地: 東京都墨田区赤坂1-1-1 ※ 必要経費等: 5,000
氏名・名称: 株式会社 達人出版
電話番号: 03 - 1234 - 5678
数量:
収入金額: 100,000
源泉徴収税額(内):
源泉徴収税額: 10,210
支払確定日等: 平成 30 年 10 月

所得の内訳書

住所 東京都墨田区〇〇1-1-1
氏名 所得 太郎

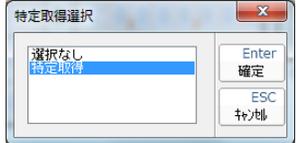
所得の種類	所得の生ずる場所 又は給与などの支払者の 住所・所在地 氏名・名称 電話番号	所得の要因 となる資産の 種類	収入金額 (源泉徴収控除後の 金額)	所得税及び 復興特別所得税 又は支払を 受ける年月	源泉 徴収 票 の 年 月
雑(その他)	東京都墨田区赤坂1-1-1 株式会社 達人出版 (電話) 03-1234-5678		100,000	10,210	30 10
	(電話)				
	(電話)				

2. 「所得税の達人」基本操作

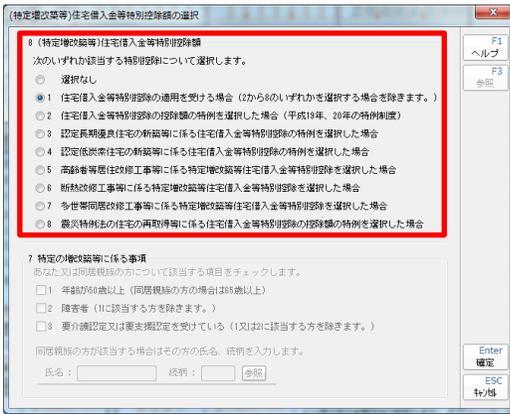
(2) 基本操作 (申告書の作成)

② (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の作成

- 「付表1」や「付表2」を作成する場合に選択します。
- 二面を確認する場合に選択します。
- 必要な項目を直接、手入力します。
- 特定取得に該当する場合にダブルクリックし、選択します。



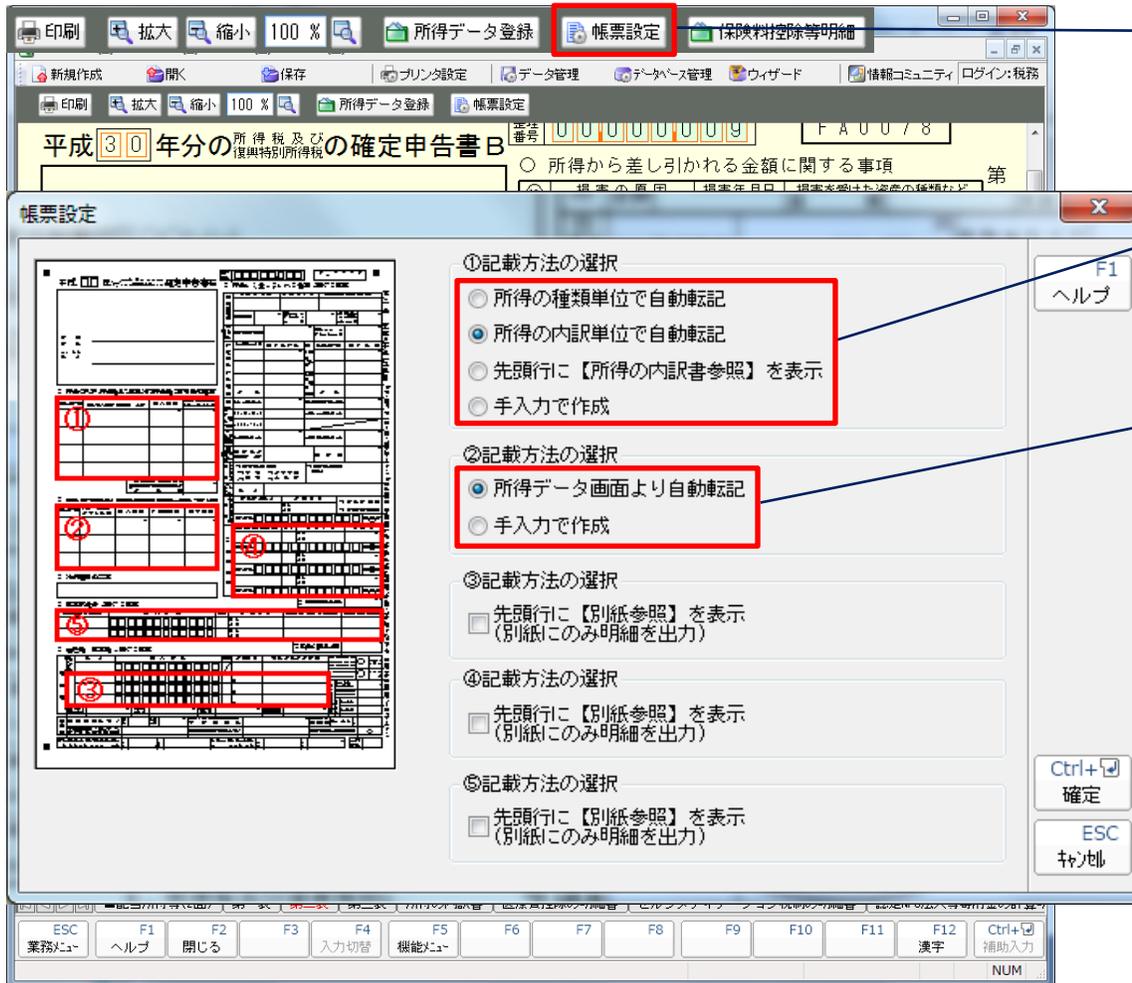
- 「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額」の下欄をダブルクリックし、該当する特別控除の適用条件を選択することで、⑧の欄に控除額が反映されます。



2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作（申告書の作成）

③ 第二表の確認とその他の入力



・ 帳票設定で、帳票の各種表示方法等を変更することができます。

・ 所得の内訳は、「所得の種類単位で自動転記」か「所得の内訳単位で自動転記」または「手入力で作成」の選択ができます。

・ 雑所得は、「所得データ画面より自動転記」か「手入力で作成」の選択ができます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

③第二表の確認とその他の入力

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所: 東京都墨田区〇〇1-1-1
 氏名: 所得 太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
配当	株式の配当 東京都中央区〇〇1-2-3〇〇電気株	80,000	18,336
給与	給料・賞与 東京墨田区〇〇町1-2-3〇〇産業株式会社	1,920,500	40,000
株式(上場)	株式の譲渡 千代田区〇〇1-2-3乙証券会社大手町支店	1,900,000	0
(配当)	株式の配当 〇〇証券〇〇支店上場建設株式会社	40,000	6,126
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計			62,462

雑損控除

雑損の種類	雑損の金額	雑損控除の金額
火災	5,800,000	4,800,000
盗難	280,000	280,000
合計		5,080,000

医療費控除

医療費の種類	支払医療費等の金額	保険金などで補填される金額	医療費控除の金額
支払医療費等	341,400	130,000	211,400
社会保険の種類	125,400	180,000	180,000
合計	1,506,312	180,000	1,326,312

医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書より転記

通常医療費控除について手入力

セルフメディケーション税制について手入力

支払医療費等: 341,400 円
 保険金などで補填される金額: 130,000 円

- 所得控除は、「入力用帳票」で入力したデータが自動反映されます。
- 扶養控除関連は、当該画面から家族情報の画面を開いて入力ができます。

- 医療費控除は、金額欄をダブルクリックして「医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書より転記」を選択して取り込みます。
※事前に「医療費控除の明細書」や「セルフメディケーション税制の明細書」の作成が必要です。

- ※金額を直接手入力するには、「通常医療費控除について手入力」か「セルフメディケーション税制について手入力」を選択します。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

④ 第一表の確認とその他の入力

所得税の達人(平成30年分版) for Cube - [SHOTOKU001 所得 太郎 平成30年分 確定申告B(分離) 青色] - [申告書の作成]

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所: 〒130-0001 東京都墨田区〇〇1-1-1

氏名: 所得 太郎

生年月日: 3/4/2008

収入金額: 3,928,000

必要経費等: 34,056,435

専従者控除: 1,200,000

青色申告特別控除: 0

源泉徴収税額: 0

課税される所得金額: 0

上の⑦に対する税額又は第三表の⑧: 75,955.0

配当控除: 8,000.0

特定増改築等特別控除: 2,000.0

政党等寄附金等特別控除: 11,800.0

災害減免額: 5,415.50

再差引所得税額(基準所得税額): 5,415.50

復興特別所得税額: 1,137.2

※事業、不動産の収入は金額欄をダブルクリックし、「青色申告決算書より転記」を選択することで反映されます。

所得データの登録 - 【総合課税】事業(営業等)

青色申告決算書より転記 所得の内訳書より転記 手入力

種目: 所得の生ずる場所 入力

収入金額: 89,280,000

必要経費等: 34,056,435

専従者控除: 1,200,000

青色申告特別控除: 0

源泉徴収税額: 0

※配当の収入は金額欄をダブルクリックし、「特定口座年間取引報告書(入力用)、配当所得等の支払通知書(入力用)より転記」を選択することで反映されます。

所得データの登録 - 【総合課税】配当

特定口座年間取引報告書(入力用)、配当所得等の支払通知書(入力用)より転記 所得の内訳書より転記 手入力

種目: 所得の生ずる場所又は支払者の名称 入力

収入金額: 80,000

必要経費等: 0

源泉徴収税額: 16,338

所得金額: 80,000

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

④ 第一表の確認とその他の入力

本所 税務署長 平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA0124

住所 東京都墨田区〇〇1-1-1
 〒130-0000
 千葉県市川市〇〇1-1-1

氏名 所得 太郎
 性別 職業 収入種別 所得種別
 生年月日 3/4/2008 電話番号 03-1234-1111

収入金額等	種類	金額	税	復興特別所得税
事業業等	⑦	39280000		
不動産	⑧	2240000		
配当	⑨	80000		
雑所得	⑩	1920500		
所得	⑪	4023565		
所得	⑫	919200		
所得	⑬	80000		

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

- 政党等寄附金等特別控除は、各寄付金の計算明細書を作成することで反映されます。
- 項目名称をダブルクリックすれば、詳細内容が表示されます。

政党等寄附金等特別控除

政党等寄附金特別控除 入力 6,000 円

認定NPO法人等寄附金特別控除 入力 2,000 円

公益社団法人等寄附金特別控除 入力 8,000 円

F1 ヘルプ Ctrl+F4 確定 ESC 転址

- 「住宅特定改修特別税額控除」および「認定住宅新築等特別税額控除」は、項目名称をダブルクリックし、直接、控除税額を入力します。

住宅耐震改修特別控除等

住宅耐震改修特別控除 入力 円

住宅特定改修特別税額控除 円

認定住宅新築等特別税額控除 円

F1 ヘルプ Ctrl+F4 確定 ESC 転址

- 「災害減免額」を適用する場合には、項目名称をダブルクリックし、「災害減免額の適用あり」を選択します。

災害減免額の適用

災害減免額の適用あり

災害減免額の適用なし

Enter 確定

ESC 転址

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

④ 第一表の確認とその他の入力

・本年分で控除する前期以前の繰越損失がある場合は、[繰越損失]で入力します。

・各種合計所得金額の確認ができます。

項目名	金額	備考
合計所得金額	10,786,765 円	「養育、養老控除」、「勤労学生控除」、「配偶者特別控除」、「住宅借入金等特別控除」に利用されます。
総所得金額等	10,786,765 円	「雑損控除」、「医療費控除」、「寄付金控除」に利用されます。
所得金額の合計額	10,786,765 円	「災害減免額」に利用されます。
課税総所得金額	6,081,000 円	「配当控除」に利用されます。

・[還付される税金の受取場所]に登録しておくことで、申告書の(48)還付される税金にデータが存在するときに表示がされます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作（申告書の作成）

参考：「譲渡所得の内訳書【土地・建物用】」の作成



提出 1枚のうちの 1 / 土地1

【平成 30 年分】

名簿番号

提出 1 枚のうちの 1

譲渡所得の内訳書
 (確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基

- ・画面上部の操作ボタンで、変更・削除を行います。
- ・譲渡所得の内訳書を複数作成する場合には、「新規」ボタンで追加します。

取引の新規登録

帳票No. 取引1名称(コメント)

提出 2枚のうちの 2 土地2

F1 ヘルプ F12 漢字 Enter 確定 ESC ｷﾀﾞｷﾞ

- ・「」を押すと、入力したい内訳書を選択できます。

取引の一覧

帳票No. 取引1名称(コメント)

提出 2枚のうちの 1 土地1

提出 2枚のうちの 2 土地2

F3 上へ F4 下へ Enter 確定 ESC ｷﾀﾞｷﾞ

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支払先 住所（所在地） 氏名（名称）	支払年月日	支払金額
仲介手数料	東京都千代田区〇〇22-1 千代田不動産	30・09・16	300,000 円
収入印紙代		30・07・22	5,000 円
測量費	T市△△町1-5 〇〇測量事務所	30・09・16	95,000 円
			円
		③ 譲渡費用	(400,000円×持分1/2) 400,000 円

* 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所・措・震の条の	5,000				
長期	31 の					
短期・長期	所・措・震の条の					
短期・長期	所・措・震の条の					

* ここで計算した内容(交指) (分離課税用)に転記します。

- ・各ページで必要事項を入力したのち、[区分][特例適用条文]を必ず選択・入力します。

区分選択

区分

特例適用条文

選択なし
 所法 措法 震法

【分離課税】短期譲渡(一般分)
 短期譲渡(軽減分)
 長期譲渡(特定分)
 長期譲渡(軽減分)

31 の

F12 漢字 Enter 確定 ESC ｷﾀﾞｷﾞ

※申告書第三表の[特例適用条文]にも入力します。

整理番号 000000009 一連番号

住所 東京都墨田区〇〇1-1-1

所帯 所帯

氏名 太郎 次郎

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例適用条文	法	措	震	の	条	の	項	号
法法	○	震法	3	2	条	の	項	号
震法	措法	震法	3	2	条	の	項	号
震法	措法	震法	3	2	条	の	項	号

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

参考：第三表の作成

平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

整理番号: 000000009 一連番号

住所: 東京都墨田区〇〇1-1-1
氏名: 太郎

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特例	適用	条文	項	号
所法	3	2		
所法				
所法				

(単位は円)

収入	金額	税	計算	その他
長期譲渡	5,000,000			
先物取引	70,000			
山林				
退職				
所得	4,350,000			

第三表 (平成二十八年分以降以降降用) ○第三表は、申告書Bの第一表・第二表

- ・分離課税の収入は金額欄をダブルクリックし、長期譲渡（一般分）であれば、「譲渡所得の内訳書（土地・建物用）より転記」を選択、上場株式等の配当等であれば、「特定口座年間取引報告書（入力用）、配当所得等の支払通知書（入力用）より転記」を選択することで反映されます。

※山林所得のみ手入力になります。

長期譲渡（一般分）

所得データの登録 - 【分離課税】長期譲渡(一般分)

譲渡所得の内訳書(土地・建物用)より転記 手入力

所得の生ずる場所: 神奈川県三浦市〇〇1-10

収入金額	必要経費	差引金額(通算前)
5,000,000	650,000	4,350,000

特定損失(入力)	特定損失(入力)	特定損失(入力)	繰越損失(入力)	特別扣除

F1 ヘルプ F12 漢字 Ctrl+Enter 確定 ESC 転記

上場株式等の配当等

所得データの登録 - 【分離課税】上場株式等の配当等

特定口座年間取引報告書(入力用)、配当所得等の支払通知書(入力用)より転記 所得の内訳書より転記 手入力

種目・所得の生ずる場所: 乙証券会社大手町支店 他1件

収入金額	必要経費等	(内) 源泉徴収税額	所得金額(通算前)	所得金額(繰越後)
70,000	0	6,126	70,000	0

F1 ヘルプ F12 漢字 Ctrl+Enter 確定 ESC 転記

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作 (申告書の作成)

⑤ 第三者作成書類の確認と送信票 (兼送付書) の作成

- 入力用帳票で作成した第三者作成種類および送信票 (兼送付書) に自動でチェックが入り、帳票が作成されます。

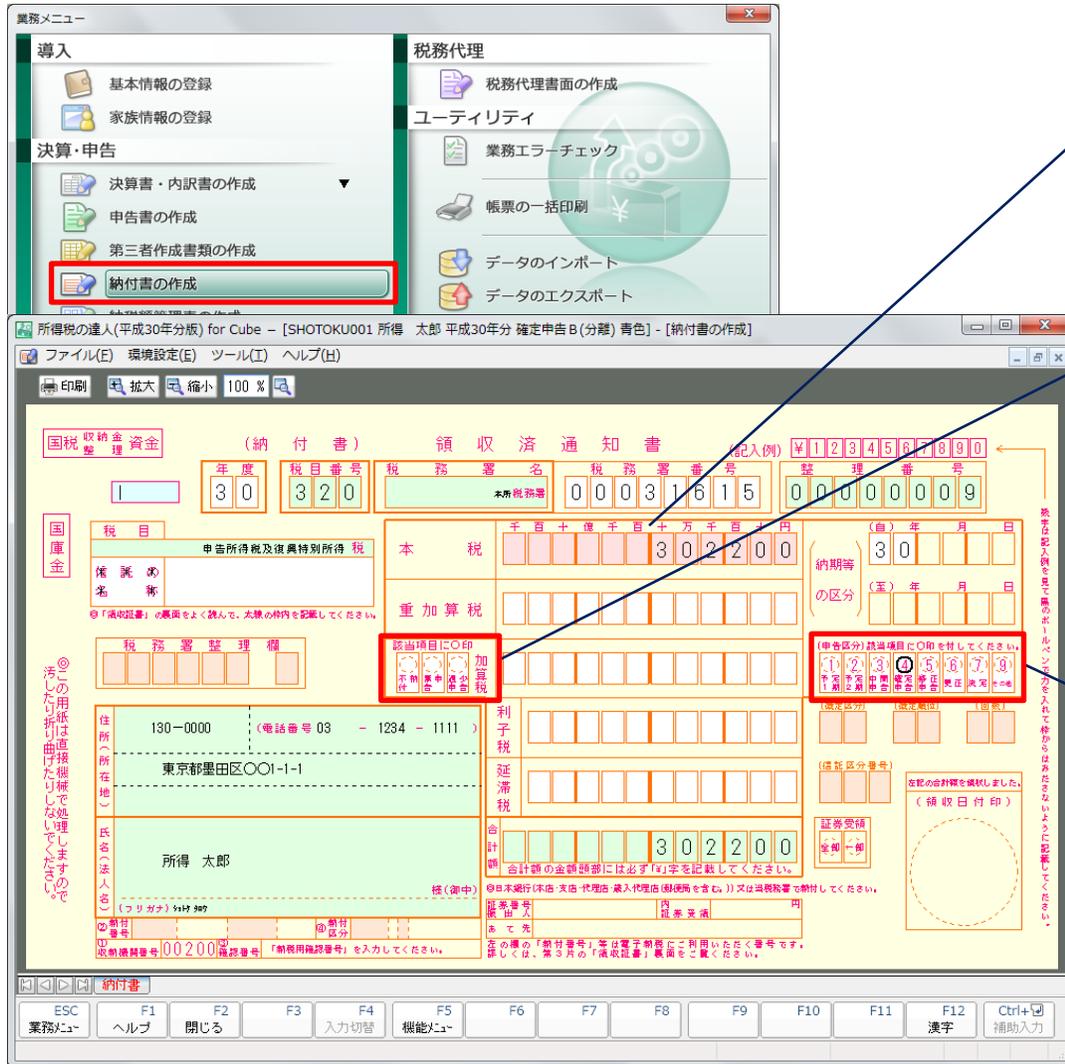
- 送信票 (兼送付書) を選択し、「確定」をクリック
 - 表示画面で、「データ取込」をクリック後、「OK」をクリック
 - 作成した確定申告書や各種明細書などの提出区分が反映されます。
- ※送信 (送付) 書類名に名称がないものは、「その他」に追記します。

データ取込

氏名 所得 太郎		利用者識別番号	1011111111111111
整理番号		受付番号	
受付日時	平成 年 月 日	税務士等氏名・名称	税務 太郎
帳務受付印		電話番号	03 (1234) 1234
本所税務署長			
平成30年分の申告書等送信票 (兼送付書)			
送信 (送付) 書類名	提出区分		
	電子	提出欄	イメール
申告書 (所得税及び復興特別所得税)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申告書等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

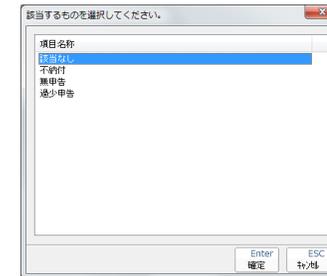
2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (納付書の作成)

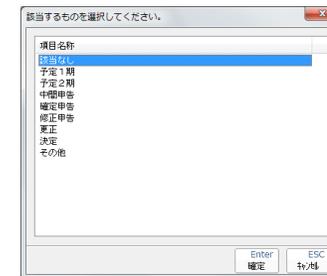


・納付書の作成を選択すると、「(納付書)領収済通知書」が表示されます。
 ※重加算税、加算税、利子税、延滞税の金額等は、手入力します。

・赤字部分をダブルクリックして、該当するものを選択します。

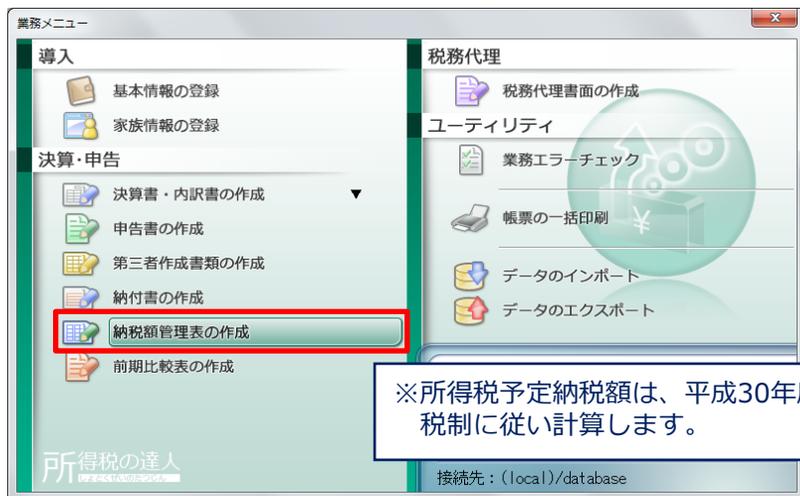


・赤字部分をダブルクリックして、該当するものを選択します。



2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (納税額管理表の作成)



※所得税予定納税額は、平成30年度税制に従い計算します。

平成31年分		納税額管理表					整理番号: 00000009	所得 太郎様
所得税予定納税額の計算	金額	月区分	合計	所得税	住民税普通徴収	住民税特別徴収	事業税	
予定納税基準額	7,700	3月	299,200	299,200				
予定納税額	第1期分	4月						
	第2期分	5月	298,000	298,000				
住民税納税額の計算	金額	6月	94,300		94,300	0		
		7月	0		0	0		
		8月	109,100		91,000	0	18,100	
		9月	0		0	0	0	
普通徴収税額	金額	10月	91,000		91,000	0		
		11月	18,000		0	0	18,000	
		12月	0		0	0	0	
		1月	91,000		91,000	0	0	
特別徴収税額	金額	2月	0		0	0	0	
		3月	0		0	0	0	
事業税納税額の計算	金額	4月	0		0	0	0	
		5月	0		0	0	0	
課税標準額	723,000	合計	1,000,800	597,200	367,300	0	36,100	
税率	5.000 %							
納税額	金額	第1期分					18,100	
		第2期分					18,000	

※平成30年12月現在の地方税法に基づいて計算を行っております。

区分	金額
予定納税基準所得金額	6,256,765
所得から差し引かれる金額	3,341,000
課税される所得金額(①-②)	2,915,000
課税される所得金額に対する税額	197,500
配当、住宅借入金、住宅耐震、政党等寄附金、投資税額等の控除	208,000
差引所得税額(③-④)	0
所得税に係る外国税額控除額	0
再差引所得税額(③-⑤)	0
⑥の所得税に係る源泉徴収税額	51,178
再々差引所得税額(③-⑥)	0
復興特別所得税額(③×2.1%)	0
予定納税基準額(③+⑦)	0

■ 事業税計算シート (事業月数: 12月 期間: 1月1日 ~ 12月31日)

区分	金額
事業所得金額(営業等)	4,023,565
不動産所得金額(損益通算の特例適用前)[課税]	919,200
合計(①+②)	4,942,765
所得税の事業専従者控除	1,200,000
所得税の青色申告特別控除	650,000
事業税の事業専従者控除	1,200,000
非課税所得金額等	1,319,200
差引所得金額(③+④+⑤-⑥-⑦)	4,273,565
所得税の繰越控除額	0
⑧の調整額	0
事業用資産の譲渡損失控除額	0
事業主控除額	2,900,000
控除額合計(⑧+⑨+⑩+⑪)	2,900,000
課税標準額(④-⑫)	1,373,000
税率【第1種事業】	5.000 %
事業税額	68,600

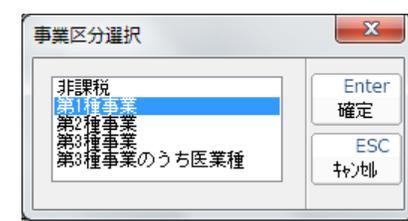
※平成29年12月現在の地方税法に基づいて計算を行っております。

■ 住民税計

※総合課税の所得割税率は、[総合課税の所得]をダブルクリックすると変更できます。
※均等割額は、各地域の税額を入力します。

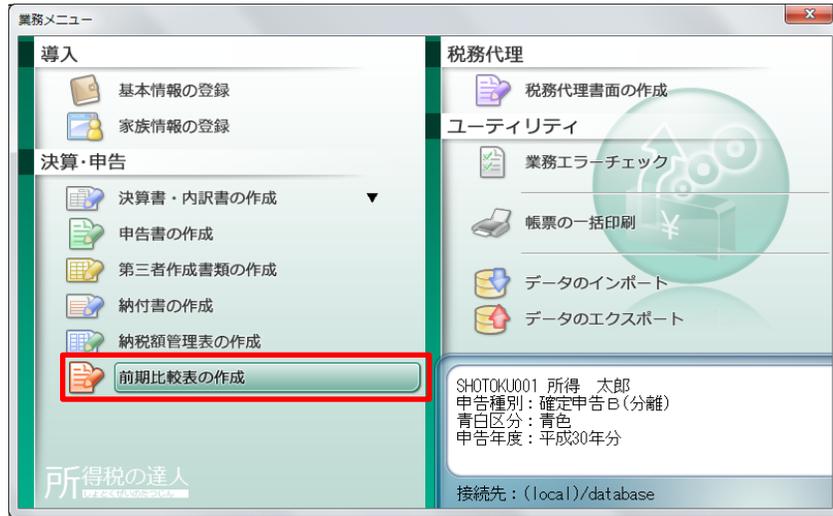
区分	課税標準額	市町村民税	都道府県民税	合計
均等割	0	8,500	1,500	5,000
総合課税の所得	4,011,000	240,660	160,440	401,100
短期譲渡	0			
長期譲渡	4,100,000	123,000	82,000	205,000
株式等の譲渡	0			
上場株式等の配当等	70,000	2,100	1,400	3,500
先物取引	0			
山林	0			
退職	0			
計(⑬~⑰)	8,181,000	385,760	243,840	609,600
(内給与分)	0	3,500	1,500	5,000
調整控除額	0	1,500	1,000	2,500
配当控除額	0	1,280	960	2,240
住宅借入金等特別税額控除額	0	0	0	0
寄附金				107,605
外国税				
免税額				
災害減				
差引額				497,255
配当等				4,000
株式等				
合計				498,200

※事業区分は、「税率」をダブルクリックすると変更できます。



2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (前期比較表の作成)



- ・前年の申告書と当年分の申告書のデータが併記されているので、差異の確認や顧問先への説明資料として利用します。
- ※前年度のデータを繰り越して今年度の申告データを作成している場合、平成29年の欄に前年データが自動反映されます。

→「業務エラーチェック」と併用することで、より効率的な検算作業が可能となります。

平成 30 年分の所得税及び復興特別所得税の前期比較表

個人コード： SHOTOKU001

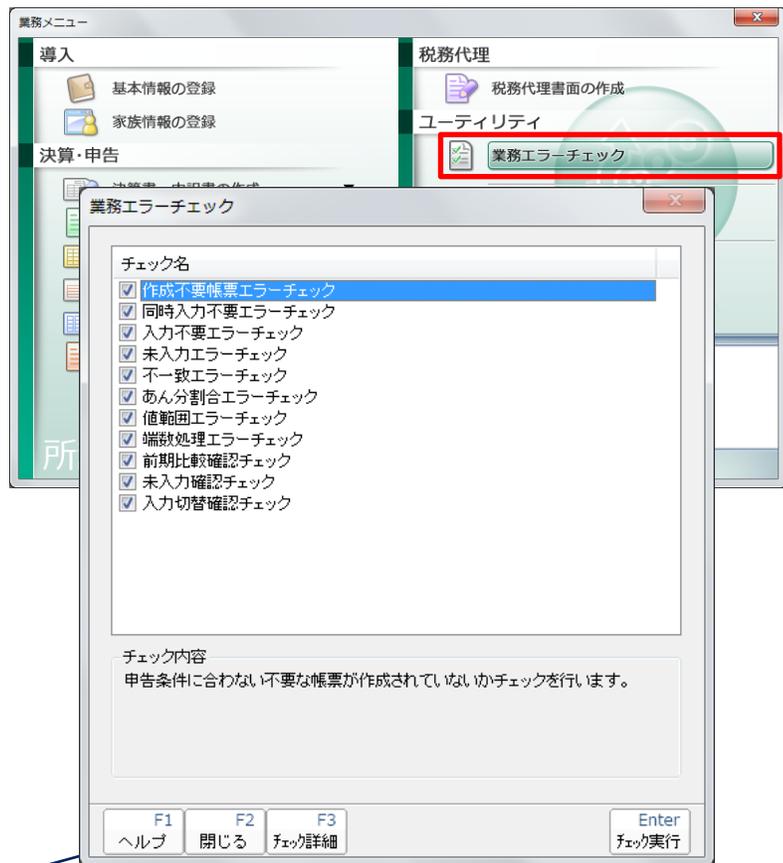
氏名： 所得 太郎

項目		平成 29 年	平成 30 年	項目		平成 29 年	平成 30 年
収入金額等	事業等	37,636,000	39,280,000	税金の計	課税される所得金額	6,200,000	6,346,000
	農業				上の所得金額に対する税額	748,700	772,300
	不動産	2,560,000	2,240,000		配当控除	8,000	8,000
	利子				投資税額等の控除		
	配当	80,000	80,000		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除		
	給与	1,800,000	1,920,500		政党等寄附金等特別控除		10,000
	雑				住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除		
	公的年金等				差引所得税額	740,750	754,300
	その他	100,000	150,000		災害減免額		
	総合譲渡				再差引所得税額	740,750	754,300
短期			復興特別所得税額	15,555	15,840		
長期			所得税及び復興特別所得税の額	756,305	770,140		
一時	40,000	100,000	外国税額控除				
所得金額	事業等	3,231,965	4,023,565	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	68,588	71,651	
	農業			所得税及び復興特別所得税の申告納税額	687,700	698,400	
	不動産	1,313,700	919,200	所得税及び復興特別所得税の予定納税額		101,200	
	利子			所得税及び復興特別所得税の納める税金	687,700	597,200	
	配当	80,000	80,000	第3期分の税額			
	給与	1,080,000	1,164,000	還付される税金	△	△	
	雑	80,000	130,000	配偶者の合計所得金額			
総合譲渡・一時	20,000	50,000					

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作（業務エラーチェック）

■業務エラーチェックでは、作成した帳票に不備や誤りがないかをチェックし、結果をPDFファイルに出力できます。



・「F3/チェック詳細」では、どのような内容に基づいてエラーチェックがされているかを詳細に確認できます。

作成日時：		チェック内容一覧			
個人コード	氏名	確認日付	チェック②	チェック①	担当
SHOTOKU001	所得 太郎		/	/	/
税目	申告区分	申告年度			
所得税	確定				
○チェック項目詳細リストとの照合の結果、以下の通りのエラー及び確認項目が存在します。					
チェック名	チェック内容	確認欄			
不一致エラー	帳票名：青色申告決算書(一般用)4ページ 貸借対照表の[資産の部 期末 合計]と[負債・資本の部 期末 合計]の値が一致しません。 上記2項目の値は一致する必要があります。				
不一致エラー	帳票名：青色申告決算書(不動産所得用)4ページ 貸借対照表の[資産の部 期末 合計]と[負債・資本の部 期末 合計]の値が一致しません。 上記2項目の値は一致する必要があります。				
前期比較確認	帳票名：所得税前期比較表 本年分の[収入金額等 配当]に値が入力されています。 前年分の[収入金額等 配当]には値が入力されていないため、本年分の内容について確認してください。				
前期比較確認	帳票名：所得税前期比較表 本年分の[収入金額等 給与]に値が入力されています。 前年分の[収入金額等 給与]には値が入力されていないため、本年分の内容について確認してください。				
前期比較確認	帳票名：所得税前期比較表 本年分の[雑損控除]に値が入力されています。 前年分の[雑損控除]には値が入力されていないため、本年分の内容について確認してください。				
前期比較確認	帳票名：所得税前期比較表 本年分の[政党等寄附金特別控除]に値が入力されています。 前年分の[政党等寄附金特別控除]には値が入力されていないため、本年分の内容について確認してください。				

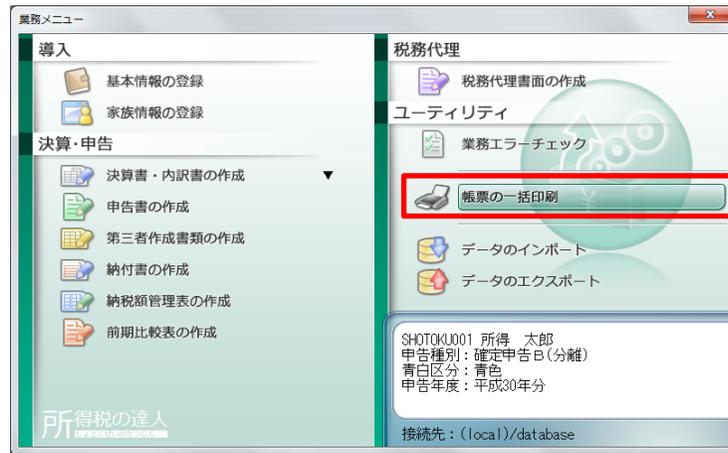
作成日時：		チェック内容一覧			
個人コード	氏名	確認日付	チェック②	チェック①	担当
太郎	所得 太郎		/	/	/
申告区分	申告年度				
確定					
○この照合の結果、以下の通りのエラー及び確認項目が存在します。					
チェック内容	確認欄				
帳票名：所得税前期比較表 本年分の[地震保険料控除]に値が入力されていません。 前年分の[地震保険料控除]には値が入力されているため、本年分の内容について確認してください。					
帳票名：所得税前期比較表 本年分の[勤労学生・障害者控除]に値が入力されています。 前年分の[勤労学生・障害者控除]には値が入力されていないため、本年分の内容について確認してください。					
帳票名：所得税前期比較表 本年分の[配偶者控除]に値が入力されています。 前年分の[配偶者控除]には値が入力されていないため、本年分の内容について確認してください。					
帳票名：所得税前期比較表 本年分の[配当控除]に値が入力されています。 前年分の[配当控除]には値が入力されていないため、本年分の内容について確認してください。					
前期比較確認 帳票名：所得税前期比較表 本年分の[政党等寄附金特別控除]に値が入力されています。 前年分の[政党等寄附金特別控除]には値が入力されていないため、本年分の内容について確認してください。					

・当該機能は、Professional Edition 及び Standard Edition で利用可能です。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作（帳票の一括印刷）

■ 帳票の一括印刷では、様々な帳票が出力できます。



2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (帳票の一括印刷)

【所得税申告内容の確認表】

平成 30 年分 所得税申告内容の確認表

個人コード: SHOTOKU001 作成日: 平成31年 1月 5日

氏名: 所得 太郎 様 担当:

1. 申告情報

青白区分	青色	整理番号	0000009
申告種別	確定申告書B	利用種別番号	1011-1111-1111-1111
提出税務署	本所	特異区分	

2. 本人情報

フリガナ	タロウ タロウ	性別	男	生年月日	昭42・8・1
氏名	所得 太郎	婚姻(有無)		障害者区分	
住所	〒130-0000 東京都墨田区〇〇1-1-1	世帯主	所得 一太郎	世帯主との続柄	父
又は 事務所 原所など	〒272-0000 千葉県市川市〇〇1-1-1 (047) 123-1111	職業	輸入雑貨卸売	番号・番号	所得種
メールアドレス	tarou@shotoku.com				

3. 配偶者情報

所得	配偶者氏名	続柄	生年月日	配偶者所得	障害者区分	国外居住	備考
1 所得 春子	妻	昭45・6・1					

4. 扶養親族等情報

所得	扶養親族氏名	続柄	生年月日	扶養区分	障害者区分	国外居住	備考
1 所得 ハナ	母	昭19・3・3		同居老親等			
2 所得 梅子	長女	平10・9・1		特定			
3 所得 二郎	次男	平17・10・20		年少	同居特別		

○確認事項

- 年の途中で引っ越し(住所変更)をしていますか。(遷行がない場合でも登録することができます。)(2111-1111)
- 遷行を受ける金融機関に記録・変更がありますか。(遷行がない場合でも登録することができます。)(2111-1111)
- 専業主婦(夫)に該当するか検討しましたか。(適用要件については事務局にお問い合わせください。)(2111-1111)
- 配偶者の収入に変動がありますか。(収入がある場合は、その種類及び金額を備考欄に記載してください。)(2111-1111)
- 各親族の収入に変動がありますか。(収入がある場合は、その種類及び金額を備考欄に記載してください。)(2111-1111)
- 本年中に生まれた子供がいますか。(2111-1111)
- 本年中に学校等を卒業し、就職した親族がいますか。(2111-1111)
- 収入がある場合は、その種類及び金額を備考欄に記載してください。(2111-1111)
- 本年から納税者又は配偶者の両方のうち生計を一にした方法がありますか。(2111-1111)
- 本年から納税者や親族のうち別居、障害者又は遺棄された方がいますか。(2111-1111)
- 前年の途中で死亡した配偶者や親族がいますか。(2111-1111)
- 本年の途中で死亡した配偶者や親族がいますか。(2111-1111)
- 本年から配偶者又は扶養親族のうち専業主婦等とされた方法がありますか。(2111-1111)

上記の内容に相違ありません。署名 1/1

【保険料控除等の確認表】

平成 30 年分 保険料控除等の確認表

個人コード: SHOTOKU001 作成日: 平成31年 1月 5日

氏名: 所得 太郎 様 担当:

社会保険の種類	支払保険料	種類	支払掛金
国民年金	579,330 円	小規模企業共済	180,000 円
国民健康保険	801,582 円	企業型・個人型年金	
		心身障害者扶養共済	
合計	1,380,912 円	合計	180,000 円

保険会社等の名称	支払保険料	保険会社等の名称	支払保険料
〇〇〇〇	204,000 円		
合計	204,000 円	合計	

地震保険料	旧長期損害保険料		
保険会社等の名称	支払保険料	保険会社等の名称	支払保険料
〇〇〇〇	25,000 円		
合計	25,000 円	合計	

医療費控除	病院・薬局などの支払先の名称	支払った医療費等の合計	支払った医療費等の合計
	千葉県市川市〇〇1-1 市川産科医院 他 15件	341,400 円	130,000 円

○確認事項

- 社会保険料(国民健康保険料)の年間支払額を確認しましたか。(2111-1111)
- 国民年金保険料の年間支払額を確認しましたか。(2111-1111)
- (国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、控除証明書等を添付します。)
- 小規模企業共済等掛金の年間支払額を確認しましたか。(支払った掛金の証明書を添付します。)(2111-1111)
- 生命保険料の年間支払額を確認しましたか。(保険料控除証明書を添付します。)(2111-1111)
- 地震保険料及び旧長期損害保険料の年間支払額を確認しましたか。(保険料控除証明書を添付します。)(2111-1111)
- 本年中に支払った医療費、または特定一般用医薬品等購入費を確認しましたか。(支払った医療費等が一定額以上の場合は医療費控除が受けられます。)(2111-1111)
- 支払った医療費等から控除される額が正しいか。(2111-1111)

上記の内容に相違ありません。署名 1/1

・「所得税申告内容の確認表」や「保険料控除等の確認表」は、顧問先に内容の変更等がないか確定申告前に事前確認する資料として利用できます。

・確認事項の内容は、自由に変更することができます。

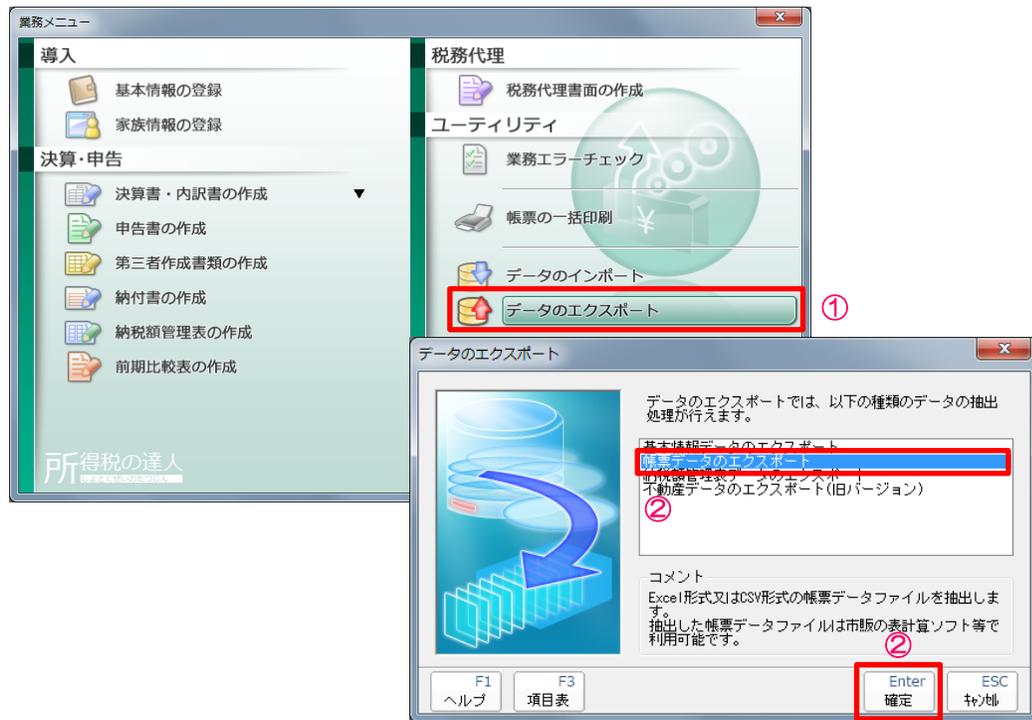
2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作（データのインポート／エクスポート）

基本情報と帳票上の入力項目を、Excel形式 及び CSV形式でインポート／エクスポートできます。

対象となる帳票・項目の詳細は「データのインポート／エクスポート」画面に追加された「F3／項目表」でご確認ください。

1. 帳票データのエクスポート（例：医療費に係る領収書等）



今回は「医療費に係る領収書等」を例にとります。

①「データのエクスポート」を選択

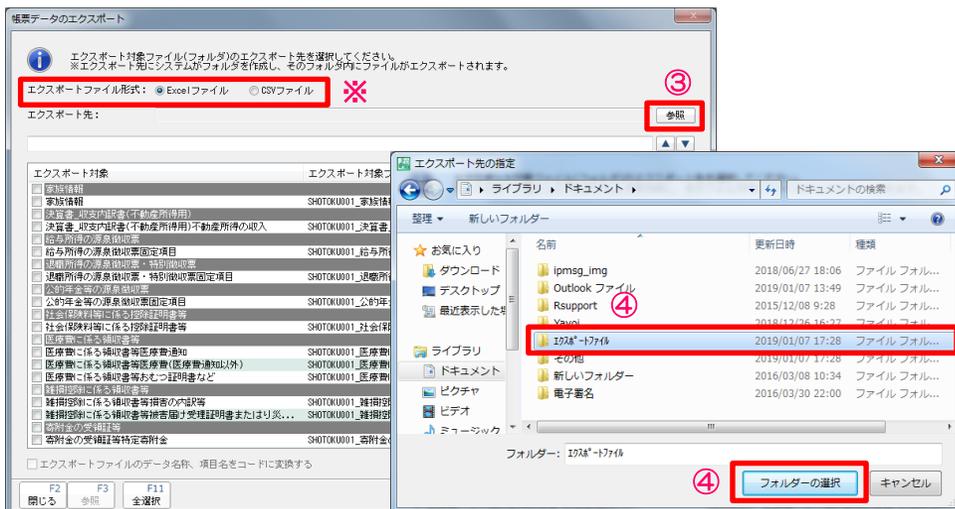
②データのエクスポート画面から「帳票データのエクスポート」を選択し、「確定」クリック

※当該機能は、Professional Edition 及び Standard Editionで利用可能です。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (データのインポート/エクスポート)

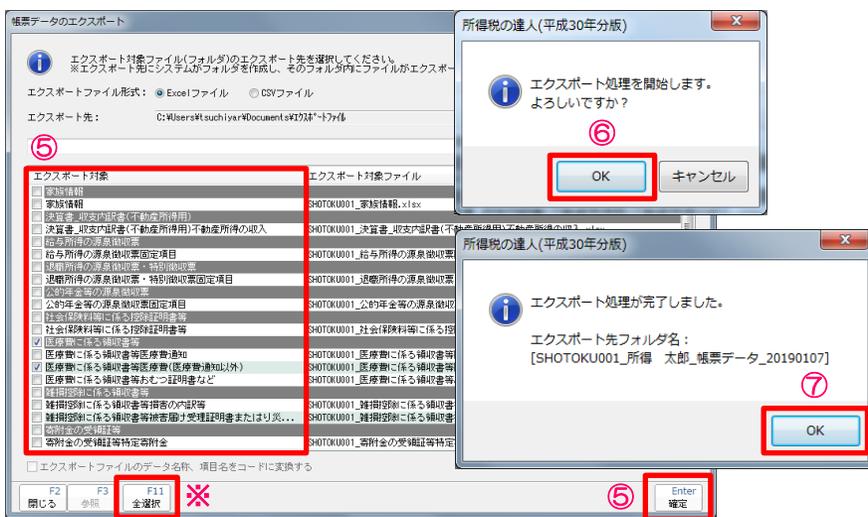
1. 帳票データのエクスポート (例: 医療費に係る領収書等)



③ 「参照」を選択

④ データをエクスポートするフォルダを指定し、「フォルダの選択」をクリック

※ファイル形式は「Excel」または「CSV」を選択できます。



⑤ エクスポート対象 (今回は「医療費に係る領収書等医療費」) にチェックを入れ、「確定」をクリック

※ 「F3/全選択」をクリックすると、全てのエクスポート対象帳票にチェックが入り、フォルダにまとめて出力されます。

⑥ 「OK」をクリック

⑦ 「OK」をクリック

ファイルがエクスポートされます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (データのインポート/エクスポート)

1. 帳票データのエクспорт (例: 医療費に係る領収書等)

⑧

医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称_上段	病院・薬局などの支払先の名称_下段	医療費の区分_診療_治療_該当区分	医療費の区分_介護保険_サービス_該当区分	医療費の区分_医薬品購入_該当区分	医療費の区分_その他の医療費_該当区分	支払った医療費の額	(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1	市川歯科医院	該当				341,400	130,000

エクスポートしたファイルを開きます。

⑧ 複写元を選択

⑨ 複写先にデータを貼り付けて、金額等を修正

⑩ 上書き保存

⑩

⑨

医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称_上段	病院・薬局などの支払先の名称_下段	医療費の区分_診療_治療_該当区分	医療費の区分_介護保険_サービス_該当区分	医療費の区分_医薬品購入_該当区分	医療費の区分_その他の医療費_該当区分	支払った医療費の額	(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1	市川歯科医院	該当				341,400	130,000
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1	市川歯科医院	該当				15,000	
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1	市川歯科医院	該当				3,000	
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1	市川歯科医院	該当				75,000	50,000
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1	市川歯科医院	該当				15,800	

2. 「所得税の達人」基本操作

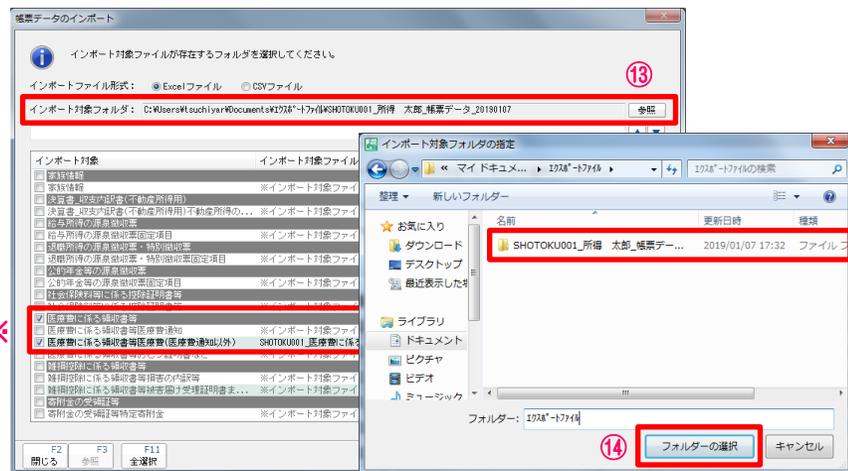
(3) その他の操作 (データのインポート/エクスポート)

2. 帳票データのインポート (例: 医療費に係る領収書等)



⑪ 「データのインポート」を選択

⑫ データのインポート画面から「帳票データのインポート」を選択し、「確定」をクリック



⑬ 「参照」を選択

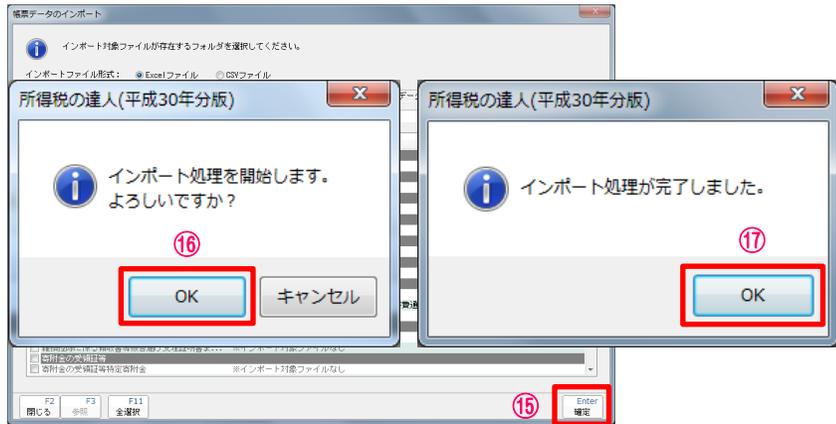
⑭ データをインポートするフォルダを指定し、「フォルダーの選択」をクリック

※インポート対象にチェックが入っていることを確認

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作 (データのインポート/エクスポート)

2. 帳票データのインポート (例: 医療費に係る領収書等)



15 「確定」をクリック

16 「OK」をクリック

17 「OK」をクリック

※インポートしたデータが取り込まれます。

氏名 所得 太郎

1 医療費通知に関する事項

(1) 被保険者の氏名等	(2) 医療費通知に記載された医療費の額	(3) (2)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
合計			

2 医療費 (上記1以外) の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1 市川歯科医院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	341,400	130,000
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1 市川歯科医院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	15,000	
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1 市川歯科医院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	3,000	
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1 市川歯科医院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	75,000	50,000
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1 市川歯科医院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	15,800	

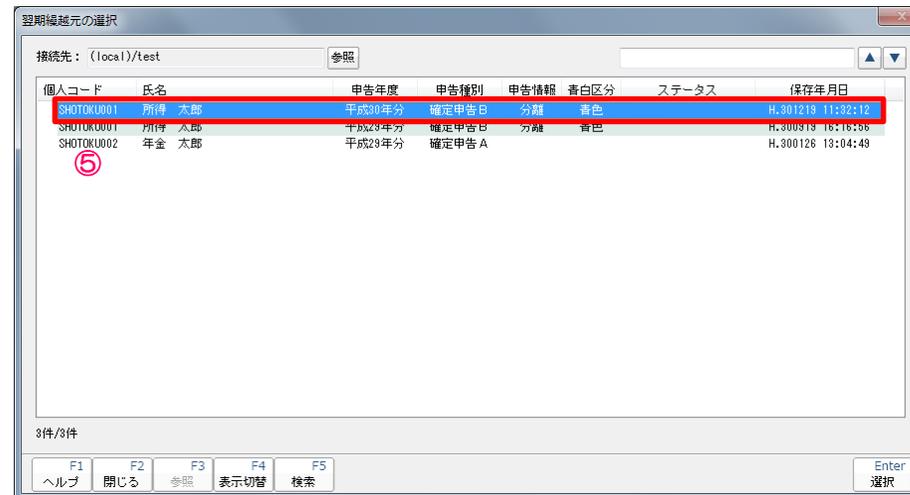
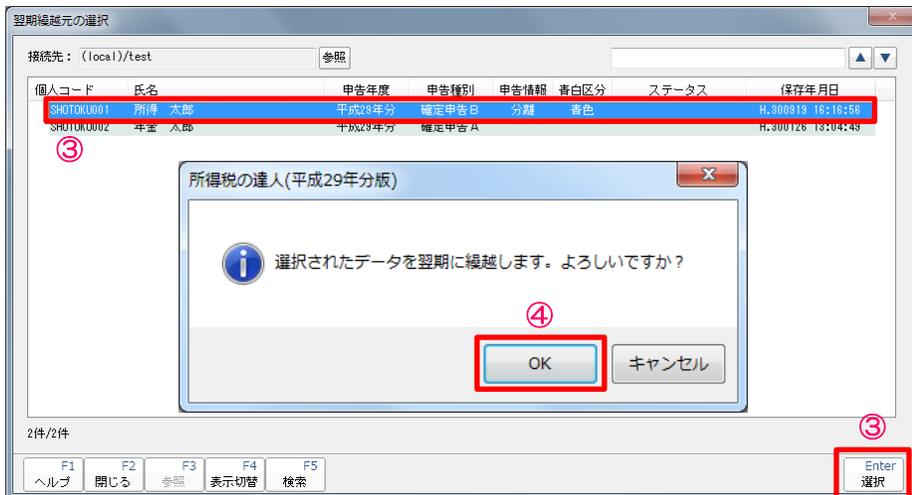
2. 「所得税の達人」基本操作

【補足】

■ 翌期繰越：次年度の申告データを作成するための処理（平成29年分版で実施）



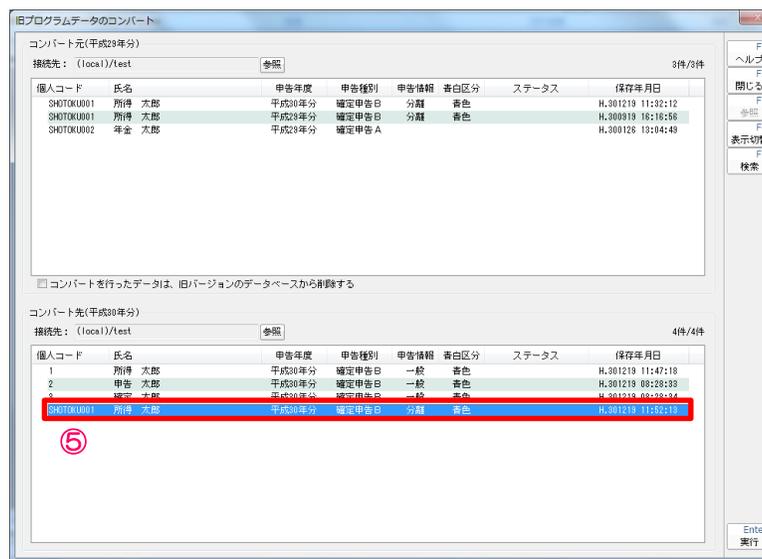
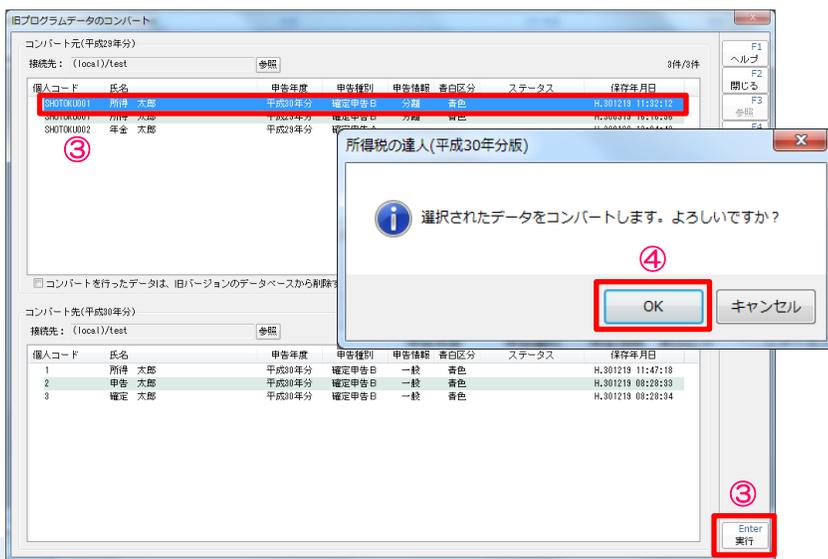
- ① 「ファイル」を選択し、「翌期繰越」をクリック
- ② 「閉じる」をクリック
- ③ 次年度作成対象のデータを選択し、「選択」をクリック
- ④ 「OK」をクリック
- ⑤ 次年度用データ（申告年度：平成30年分）が作成されます。



2. 「所得税の達人」基本操作

【補足】

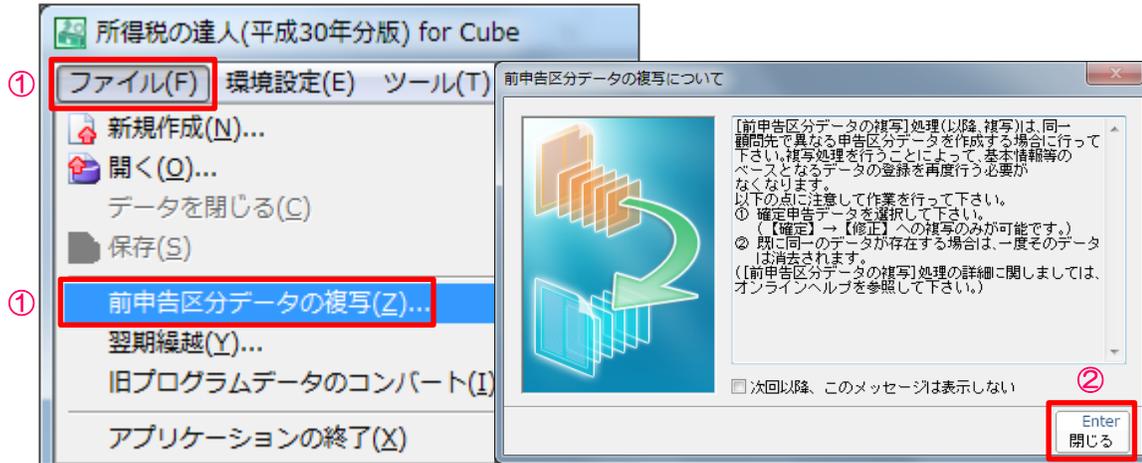
- 旧プログラムデータのコンバート：前バージョンで作成されたデータを新バージョンで利用するための処理（平成30年分版で実施）



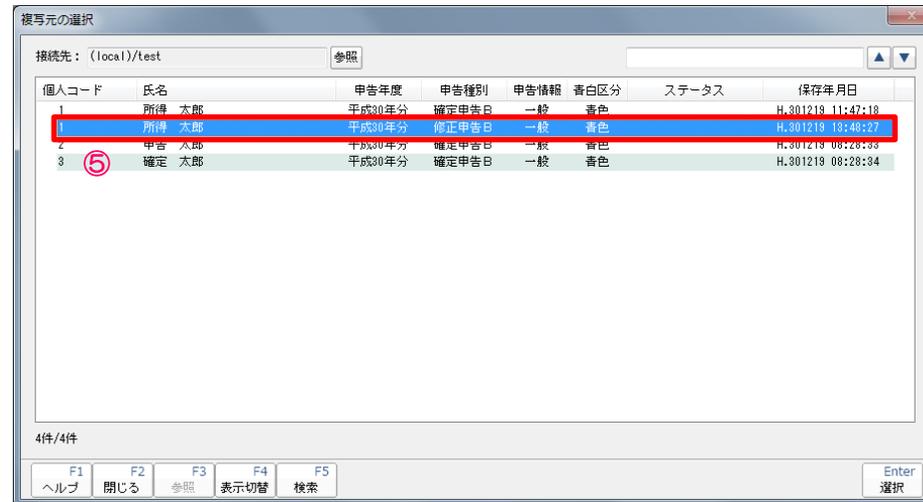
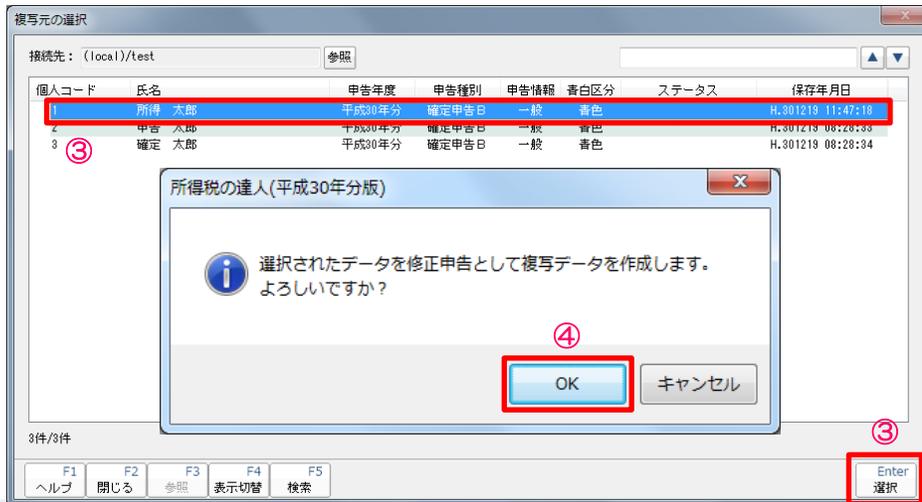
2. 「所得税の達人」基本操作

【補足】

■ 前申告区分データの複写：確定から修正申告を作成するための同一事業年度のデータ複写



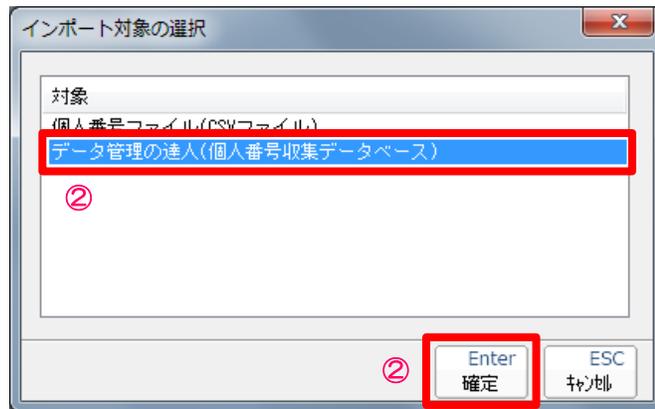
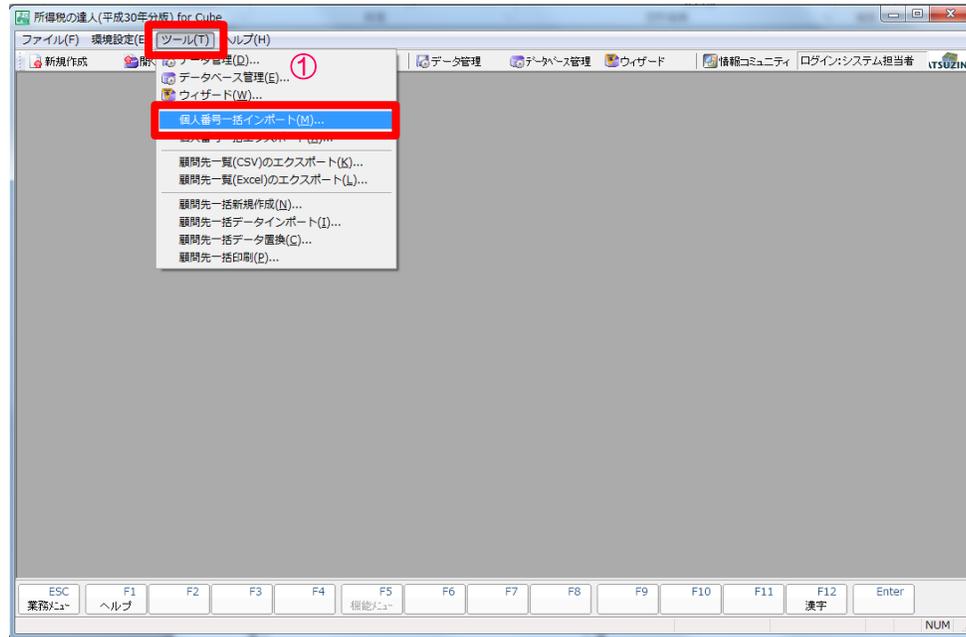
- ① 「ファイル」を選択し、「前申告区分データの複写」をクリック
- ② 「閉じる」をクリック
- ③ 複写対象のデータを選択し、「選択」をクリック
- ④ 「OK」をクリック
- ⑤ データが複写されます。



3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(1) マイナンバーの取込手順（データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人）



個人番号収集DBに登録されたマイナンバー情報は、「所得税の達人」側にまとめて反映ができます。

①「所得税の達人(平成30年分版)」を起動し、「ツール」、「個人番号一括インポート」の順にクリック

②インポート対象の選択画面が表示されるので、「データ管理の達人（個人番号収集データベース）」を選択し、「確定」をクリック

※「個人番号ファイル(CSVファイル)」を選択すると、パスワード付きのCSVファイルを取り込むことができます。

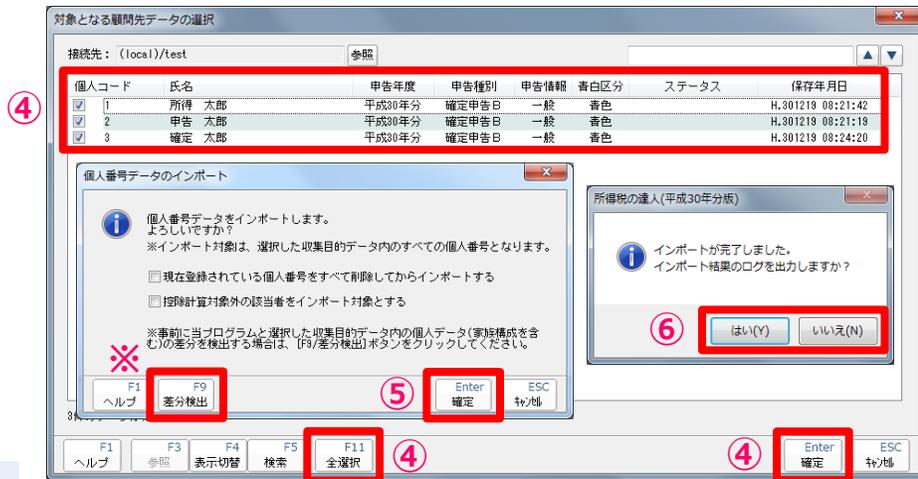
3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(1) マイナンバーの取込手順（データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人）



- ③ 「個人番号収集目的一覧」画面から該当の収集目的にチェックし、「確定」をクリック
- ④ 「対象となる顧問先データの選択」画面に取込対象の一覧が表示されるので、「全選択」を選択し、「確定」をクリック
※個別に選択して取り込むこともできます。
- ⑤ 「個人番号データのインポート」画面で、「確定」をクリック
- ⑥ 確認画面で、
ログを出力して完了・・・「はい」
ログを出力せずに完了・・・「いいえ」
を選んでクリック

※「F9/差分検出」は、所得税の達人の個人データとデータ管理の達人から取り込む個人データに差分が無いか確認する場合に利用します。（本人、配偶者、扶養を含む）



3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(1) マイナンバーの取込手順（データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人）

・ 基本情報、家族情報にマイナンバーが反映されます。

※個別に個人番号を取り込む際には「参照」をクリックし、「データ管理の達人」の個人番号収集DBから選択して取り込みます。

3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(2) 配偶者・扶養者等の取込手順（データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人）

家族情報の登録

本人個人番号	本人氏名	性別	生年月日	障害者区分
****-****-****	所得 太郎	男性	昭和 39 . 07 . 25	

配偶者個人番号	配偶者氏名	続柄	生年月日	配偶者所得	内訳	障害者区分	国外居住	控除計算
							<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 対象外

扶養親族個人番号	扶養親族氏名	続柄	生年月日	扶養区分	障害者区分	国外居住	控除計算
				一般		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 対象外

※事前にデータ管理の達人で、取り込む家族情報を入力しておきます。

①「家族情報の登録」をクリック

②配偶者の新規登録であれば、「家族情報の登録」画面から配偶者個人番号の「参照」をクリック

※扶養者であれば、扶養親族個人番号の「参照」をクリック

③「個人番号保有者一覧」画面から収集目的の「参照」をクリック

④「個人番号収集目的一覧」画面から配偶者情報が登録されている収集目的を選択し、「確定」をクリック

個人番号保有者一覧(配偶者)

取り込み対象
 個人番号のみ 氏名、個人番号等のすべての個人情報

収集目的:
氏名: 1 所得 太郎

収集目的	収集期間	利用期間	備考(事業者コード)	備考(事業者名)	備考(年度)
所得税申告用	2018/11/01 ~ 2019/03/31	2020/03/31			
年末調整(株式会社 年調)	2017/09/24 ~ 2018/12/31	2018/12/31	NENCHU0001	株式会社 年調	平成29年度

3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(2) 配偶者・扶養者等の取込手順（データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人）

個人番号保有者一覧(配偶者)

取り込み対象
 個人番号のみ 氏名、個人番号等のすべての個人情報

収集目的: 所得税申告用

氏名: ⑤ 1 所得 太郎 3件が該当しました

個人番号	氏名	性別	生年月日
*****-*****-*****	所得 花子	女性	昭和49年02月21日
*****-*****-*****	確定 和世	女性	昭和46年11月20日

Enter 確定

⑤取り込み対象の配偶者が表示されるので、対象データを選択し「確定」をクリック

⑥配偶者情報が取り込まれたことを確認し、「確定」をクリック

家族情報の登録

■家族情報

本人個人番号 本人氏名 性別 生年月日 障害者区分

*****-*****-***** 所得 太郎 男性 昭和 39 . 07 . 25

専夫 勤労学生 [学校名:]

⑥

配偶者個人番号	配偶者氏名	続柄	生年月日	配偶者所得 (内訳)	障害者区分	国外居住	控除計算
*****-*****-*****	所得 花子	妻	昭和 49 . 02 . 21			<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 対象外	

扶養親族個人番号 扶養親族氏名 続柄 生年月日 扶養区分 障害者区分 国外居住 控除計算

Ctrl+Enter 確定

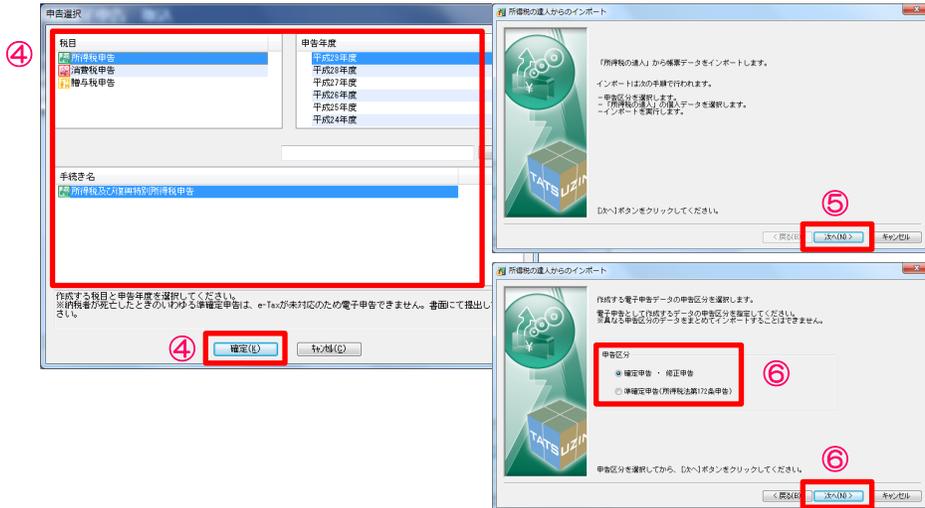
4. 「電子申告の達人」基本操作

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (データの取込)



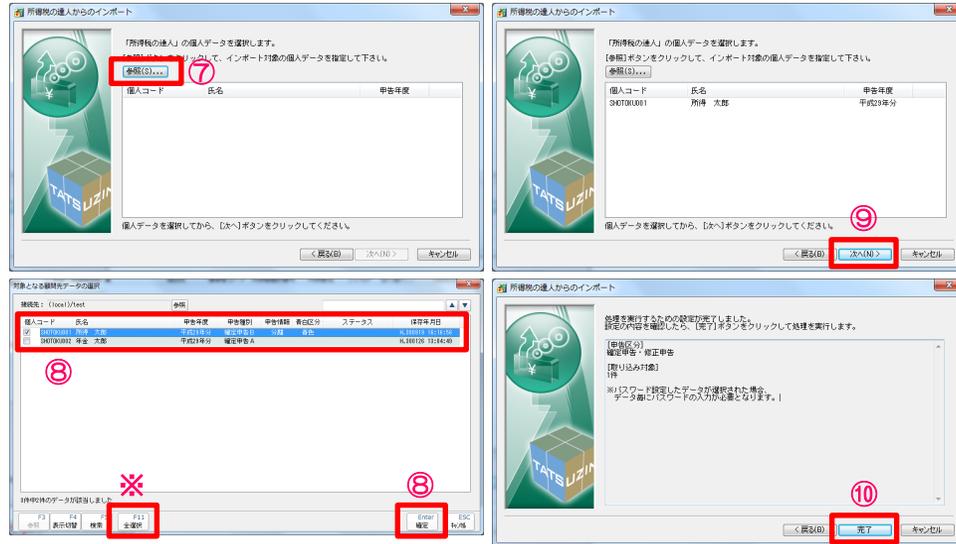
- ①電子申告の達人を起動し、「取込」をクリック
※「送信済データを表示しない」にチェックを入れます。
- ②「達人シリーズからの取込」をクリック
- ③「達人シリーズからの取込」画面から、「手続きの種類」で申告、「法人個人区分」で個人を選択し、「次へ」をクリック



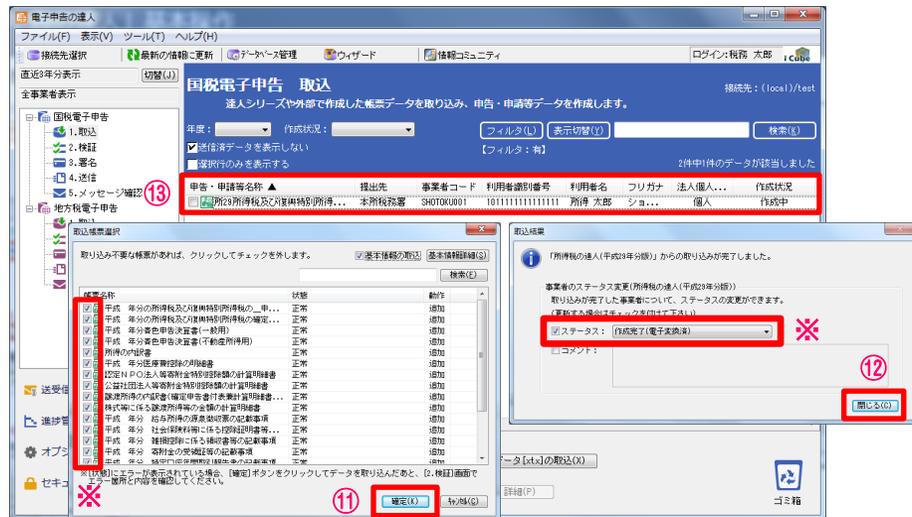
- ④「申告選択」画面から、「税目」で所得税申告、「申告年度」で平成30年度、「手続き名」で所得税及び復興特別所得税申告を選択し、「確定」をクリック
- ⑤「次へ」をクリック
- ⑥申告区分が「確定申告・修正申告」にチェックされていることを確認し、「次へ」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (データの取込)



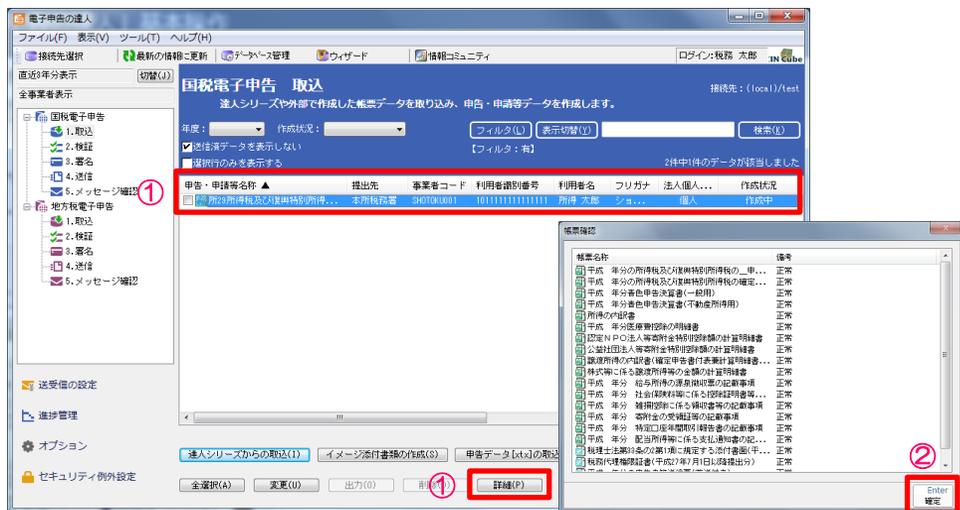
- ⑦ 「参照」をクリック
- ⑧ 取り込むデータにチェックをし、「確定」をクリック
※「全選択」で、データを一括で取り込むこともできます。
- ⑨ 「次へ」をクリック
- ⑩ 「完了」をクリック



- ⑪ 「取得帳票選択」画面で、「確定」をクリック
※送る必要のない帳票がある場合にはチェックを外します。
- ⑫ 「閉じる」をクリック
※ステータスを選択したい場合には、ステータスにチェックをし、状態を選択します。
- ⑬ 申告・申請等表示画面に申告書が取り込まれます。

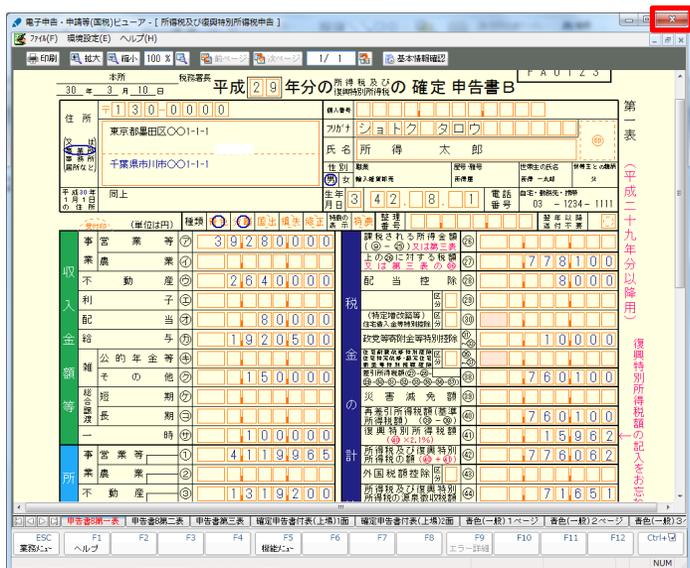
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (データの参照)



取り込まれた申告・申請データの内容をプレビューで確認するには

- ①参照したい申告・申請データを選択し、「詳細」をクリック
- ②「帳票確認」画面で、「確定」をクリック

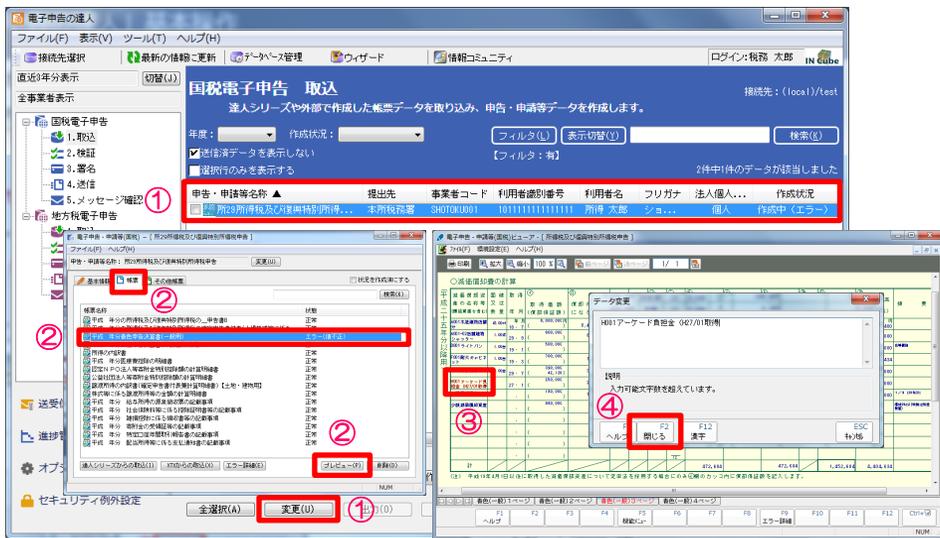


プレビュー画面が表示されます。

- ③画面を閉じるには、右上の「x」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (修正)

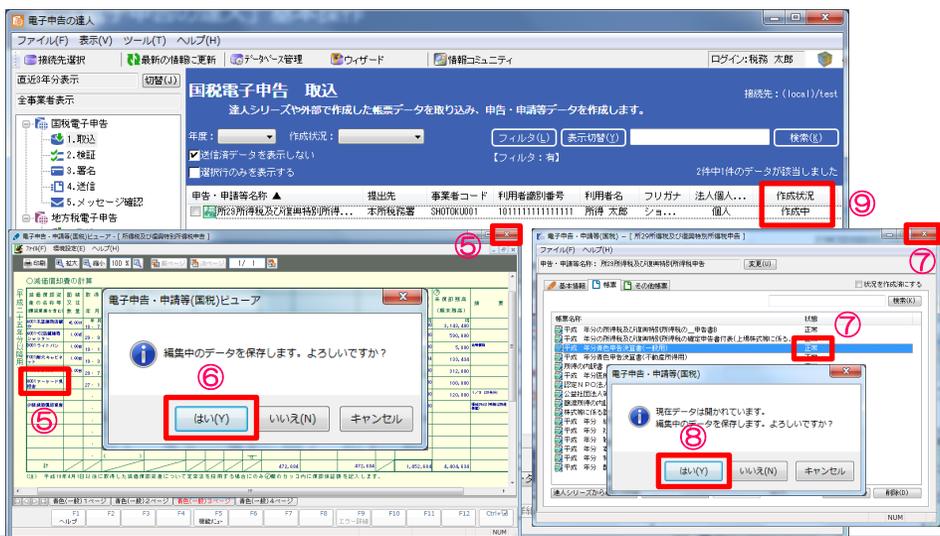


①対象の申告・申請データを選択し、「変更」をクリック

②帳票タブを「選択」し、修正する帳票を選択後、「プレビュー」をクリック
※帳票を削除する場合には、削除する帳票を選択し、「削除」をクリック

③プレビュー画面が表示されるので、修正する箇所 (赤字) をダブルクリック

④修正を実施後、「閉じる」をクリック
※「金額」「日付」は修正できません。



⑤修正した箇所が青色に変更されているのを確認後、プレビュー画面の「×」をクリック

⑥「はい」をクリック

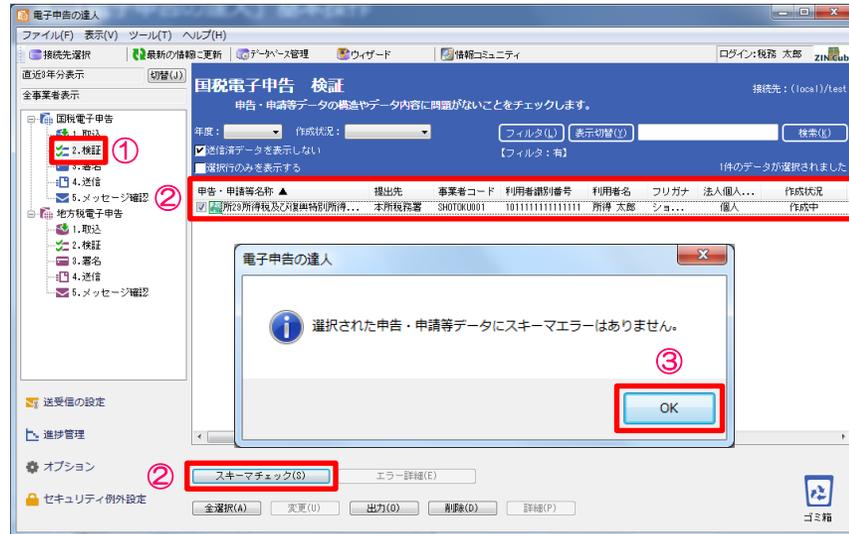
⑦状態が「正常」になっているのを確認後、画面右上の「×」をクリック

⑧「はい」をクリック

⑨作成状況が「作成中」に変わります。

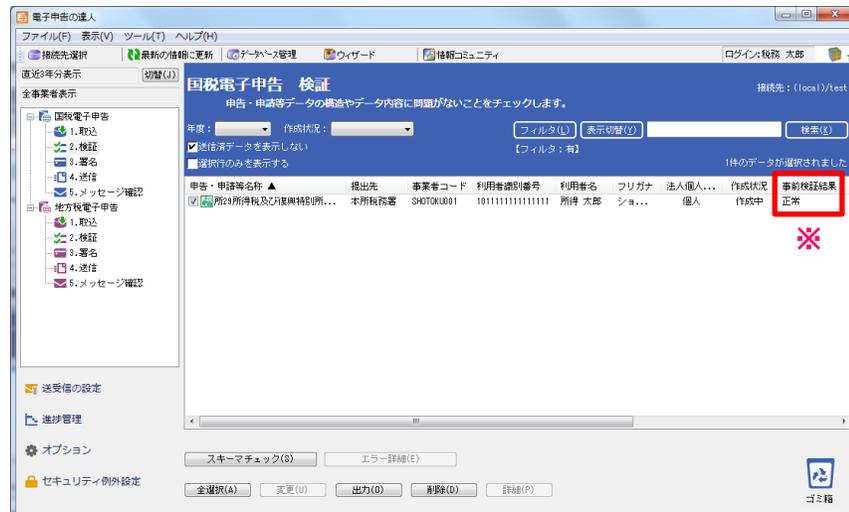
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (検証)



※検証（スキーマチェック）は電子申告データのファイル構造に問題がないかをチェックする機能であり、本来は送信時に自動で実施されますが、件数が多い時には非常に時間がかかります。
この操作を事前に行うことで送信時には省略され、送信時間が短縮されます。

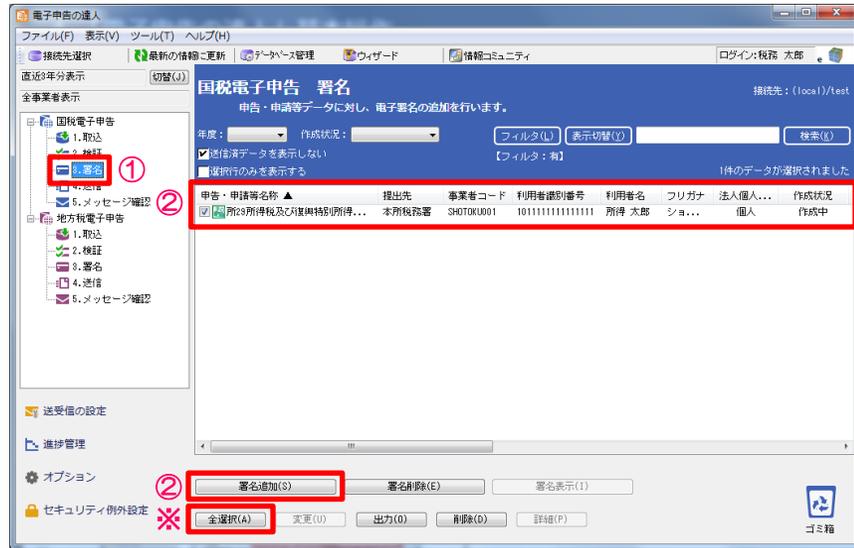
- ① 「検証」を選択
- ② 検証する申告・申請データにチェックし、「スキーマチェック」をクリック
- ③ 「OK」をクリック



※事前検証結果の欄が「正常」になっていることを確認

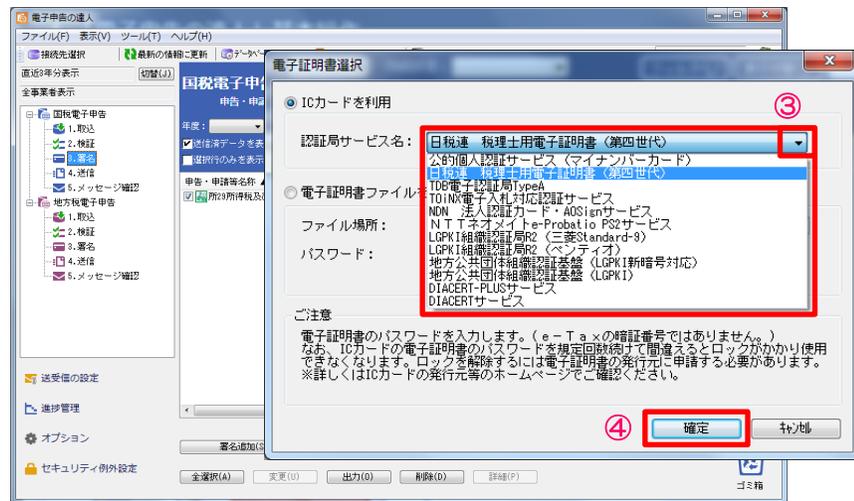
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (署名)



① 「署名」を選択

② 署名する申告・申請データにチェックし、「署名追加」をクリック
※「全選択」をクリックすれば、全ての申告・申請データにチェックが入ります。

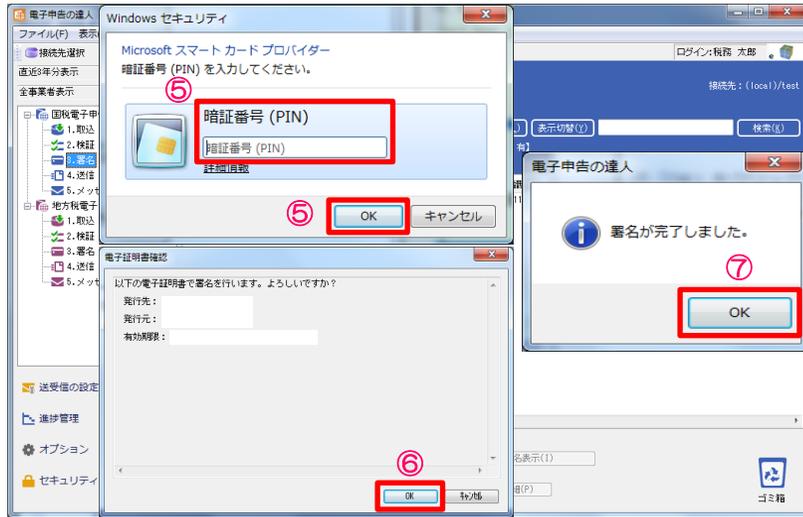


③ 「電子証明書選択」画面が表示されるので、「▼」をクリックし、「日税連 税理士用電子証明書 (第四世代)」を選択

④ 「確定」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

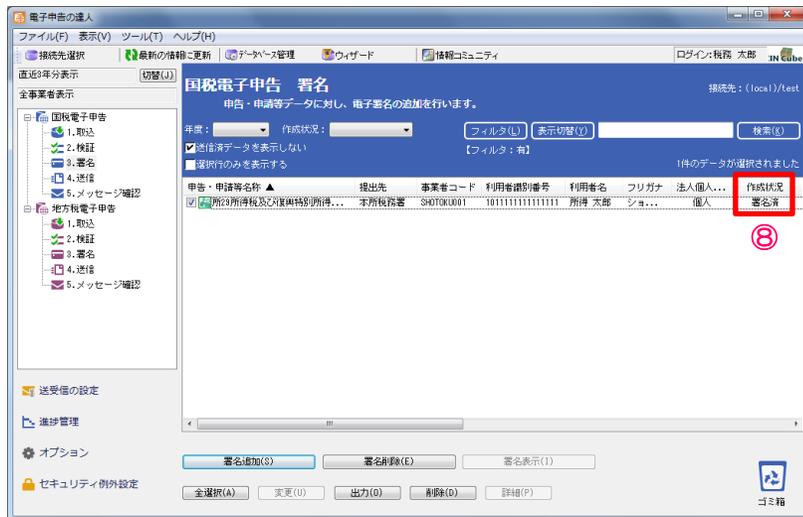
(1) 基本操作 (署名)



⑤ PINコードを入力し、「OK」をクリック

⑥ 「OK」をクリック

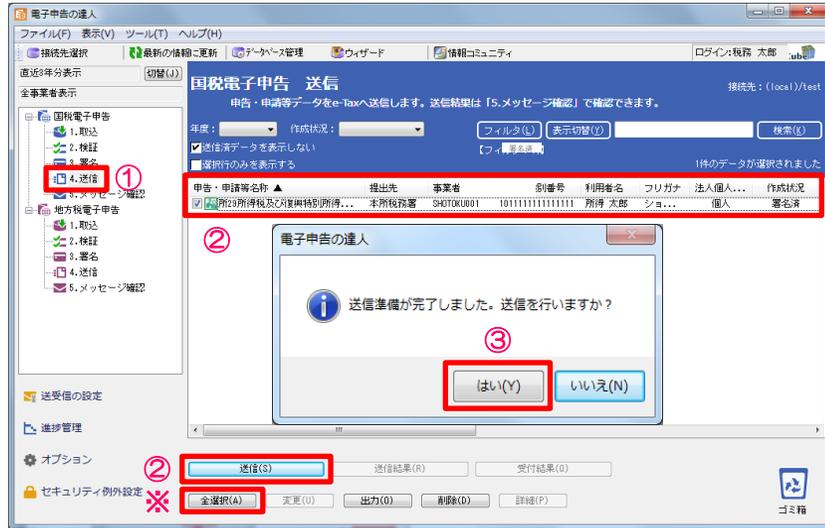
⑦ 「OK」をクリック



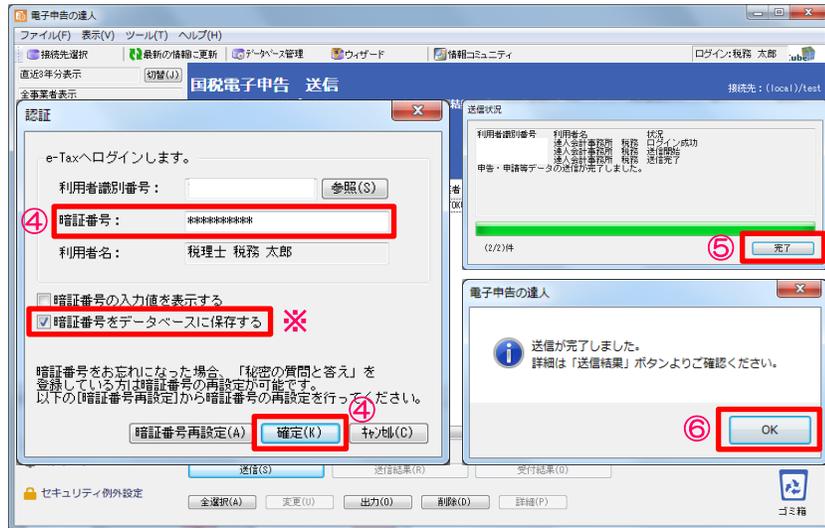
⑧ 作成状況が「署名済」になっていることを確認

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (送信)



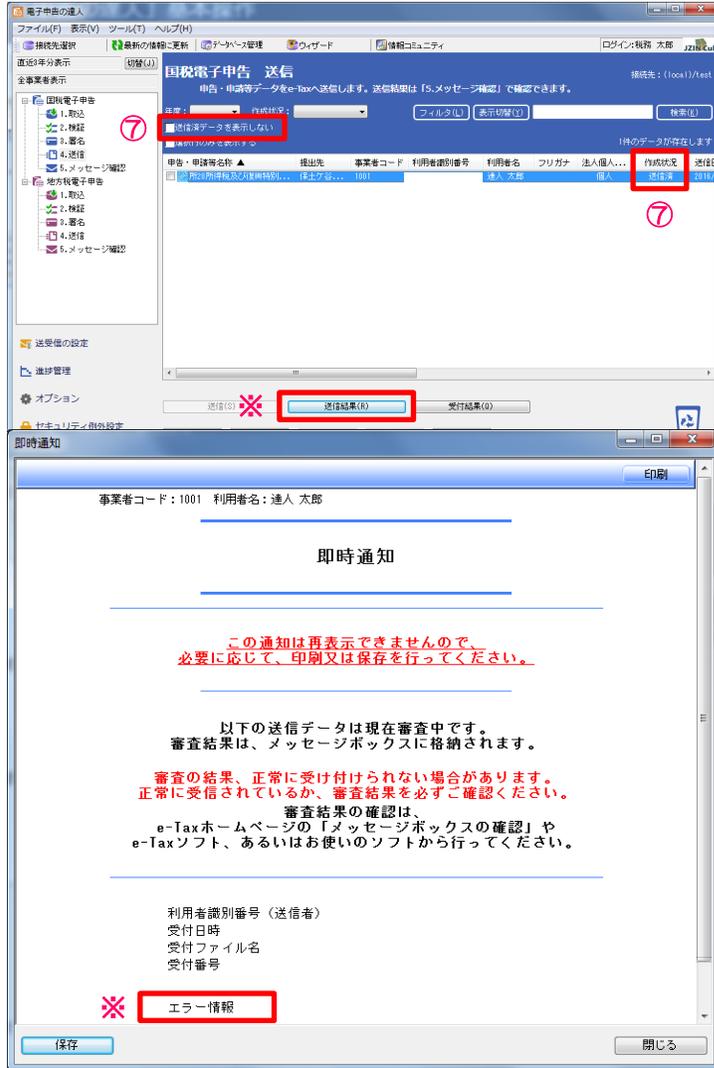
- ① 「送信」を選択
※ 「全選択」をクリックすれば、全ての申告・申請データにチェックが入ります。
- ② 送信対象の申告・申請データにチェックし、「送信」をクリック
- ③ 「はい」をクリック



- ④ 「認証」画面が表示されるので、「利用者識別番号」が代理送信する税理士のものであることを確認し、暗証番号を入力して、「確定」をクリック
※ 「暗証番号をデータベースに保存する」にチェックを入れることで、次の送信から暗証番号の入力が不要になります。
- ⑤ 「完了」をクリック
- ⑥ 「OK」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作 (送信)



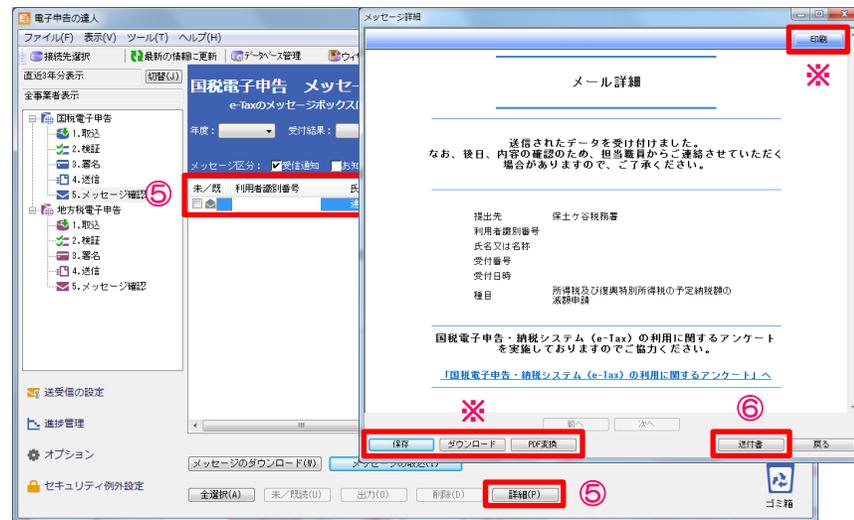
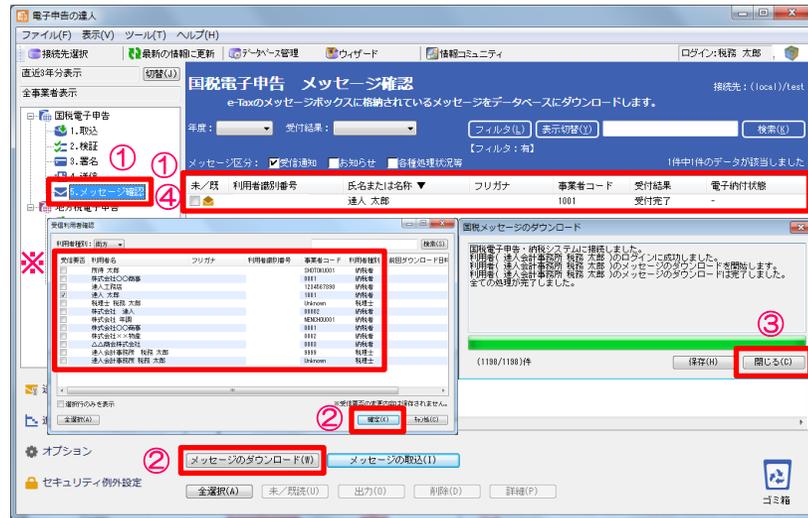
⑦ 「送信済データを表示しない」のチェックを外し、送信したデータの作成状況が「送信済」であれば完了

※ 「即時通知」は、DB内に自動的に保存されます。

※送信状態が「送信済（エラー）」の場合には、「送信結果」をクリックし、「即時通知」を表示してエラー内容を確認します。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作（メッセージ確認）



・メッセージのダウンロードをすることで、メッセージボックスに届いた受付結果（受信通知）を確認することができます。

※受付結果（受付通知）は、送信後にDBに自動的に保存されます。

①「メッセージ確認」を選択し、「受付結果（メール詳細）」を確認

※受付サーバの混雑などにより、自動的にダウンロードできなかった場合には、以下の操作を行ってください。

②「メッセージのダウンロード」をクリックすると、「受信利用者確認」画面が表示されるので、「確定」をクリック

※必要に応じて、ダウンロードしたい利用者を選択することもできます。

③メッセージのダウンロードが完了したら、「閉じる」をクリック

④受付結果がダウンロードされます。

⑤受付結果（メール詳細）を表示するには、対象データを選択し、「詳細」をクリック

⑥受付結果（メール詳細）が表示されます。
確認終了後、「戻る」をクリック

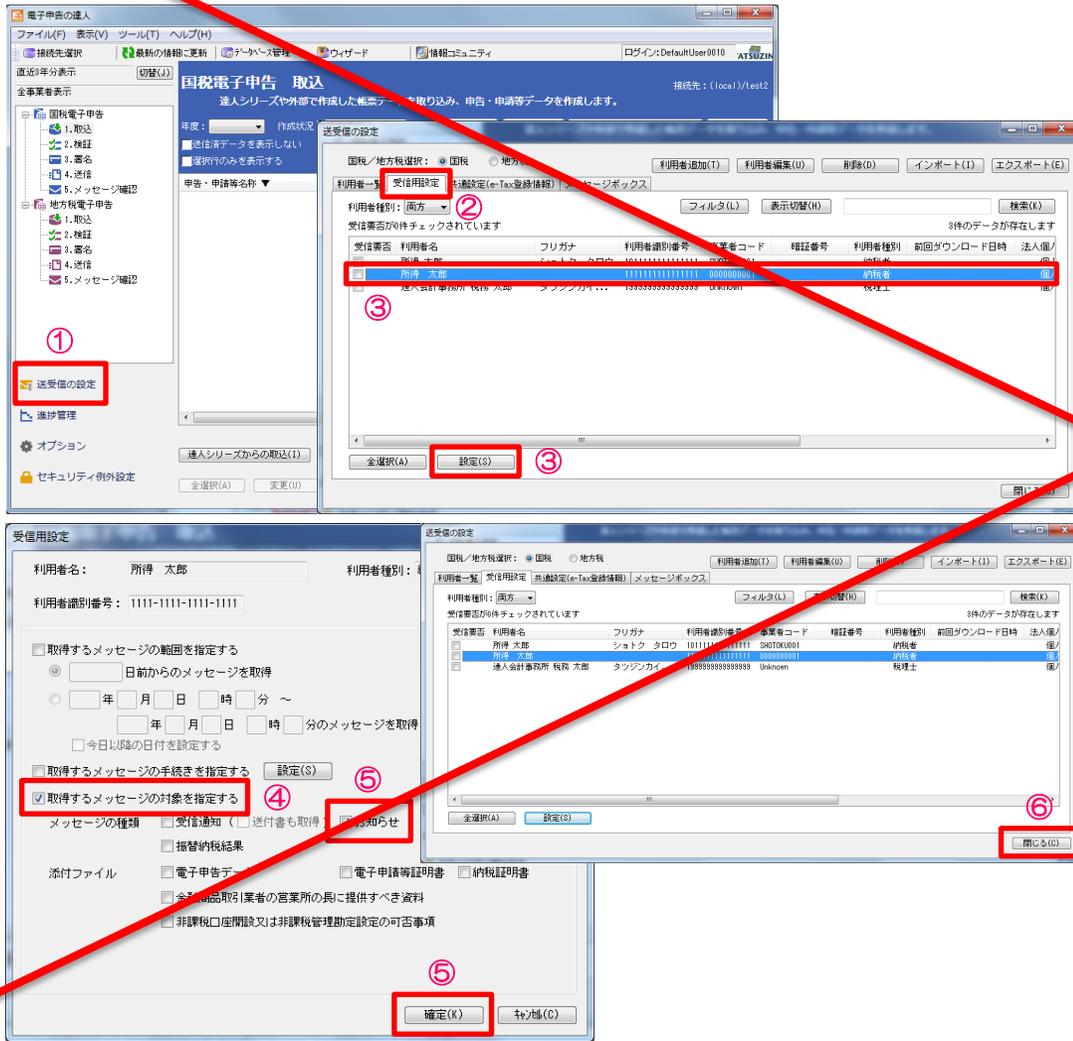
※受付結果（メール詳細）の印刷や申告データのPDF変換は、まとめて行うことができます。

※受付結果（メール詳細）は、「4.送信」の画面でも表示することができます。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作（「申告のお知らせ」の設定）

■ 申告者本人のメッセージボックスから申告のお知らせだけをダウンロードするための設定



① 「送受信の設定」をクリック

② 「送受信の設定」画面から「受信設定」タブをクリック

③ 「申告のお知らせ」をダウンロードする利用者を選択し、「設定」をクリック

※複数の利用者を一度にまとめて設定したい場合は、「Shift」キーや「Ctrl」キーを押しながら利用者を選択します。

④ 「受信設定」画面から「取得するメッセージの対象を指定する」にチェック

⑤ メッセージの種類から「お知らせ」をチェックし、「確定」をクリック

⑥ 「送受信の設定」画面に戻るので、「閉じる」をクリック

※メッセージ確認で「メッセージのダウンロード」を行えば、「申告のお知らせ」をダウンロードできます。

注意点：一度に多くの顧問先のお知らせをダウンロードする場合にはある程度の時間がかかるため、ダウンロードする時間を確保する必要があります。

5. 「e-Tax利用の簡便化」と「達人シリーズ」の対応

5. 「e-Tax利用の簡便化」と「達人シリーズ」の対応

(1) e-Tax利用の簡便化（メッセージボックスのセキュリティ強化）

個人納税者に係るe-Taxのメッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、平成31年1月以降、原則としてマイナンバーカード等の電子証明書が必要になります。

※なお、①所得税徴収高計算書の提出、②納付情報登録依頼、③納税証明書の交付請求（税務署窓口での交付分）の3手続については、電子証明書がなくても閲覧できます。

(2) e-Tax利用の簡便化に伴う課題

個人納税者のメッセージボックスを閲覧するには、納税者本人の電子証明書が必要であるため、納税者本人以外はアクセスすることができません。

本対応に伴い、会計事務所において想定される課題がございますので、繁忙期に向けてご確認・ご対応をお願いします。

課題① 税理士が顧問先の「申告のお知らせ」を確認できない

課題② 顧問先がダイレクト納付に関する案内を閲覧できない

課題③ 職員が税理士不在時にメッセージボックスを閲覧できない

5. 「e-Tax利用の簡便化」と「達人シリーズ」の対応

(2) e-Tax利用の簡便化に伴う課題

課題① 税理士が顧問先の「申告のお知らせ」を確認できない

- 「申告のお知らせ」転送機能：e-Tax上で税理士と顧問先が「委任関係の登録」を行なうことで、「委任関係」にある税理士のメッセージボックスに顧問先の「申告のお知らせ」が転送されます。
- 委任関係の登録（e-Tax）



※①及び③の処理は e-Taxホームページより、②の処理は「電子申告の達人」から行います。

※詳細な操作方法については、達人Cubeの「情報コミュニティ」－「達人シリーズ」－「よくあるご質問（FAQ）」－「電子申告の達人」－「・国税」にある「委任関係の登録」をご覧ください。下記のURLを参照ください。

URL： <https://www.tatsuzin-cube.com/community/support/faq/detail/EF/EF0225.html>

参考：関東信越税理士会「税務行政手続の電子化」研修会資料より

5. 「e-Tax利用の簡便化」と「達人シリーズ」の対応

(2) e-Tax利用の簡便化に伴う課題

課題② 顧問先がダイレクト納付に関する案内を閲覧できない

- 受信通知を確認するには、電子証明書による認証が必須です。ただし、納税に関わる情報は受信通知から分離され、「納付区分番号通知」としてメッセージボックスに格納されます。「納付区分番号通知」は、利用者識別番号と暗証番号で確認できますので、電子証明書を持たない顧問先でもダイレクト納付に対応できます。



参考：関東信越税理士会「税務行政手続の電子化」研修会資料より

5. 「e-Tax利用の簡便化」と「達人シリーズ」の対応

(2) e-Tax利用の簡便化に伴う課題

課題③ 職員が税理士不在時にメッセージボックスを閲覧できない

- 税理士のメッセージボックスを閲覧するには、税理士の電子証明書による認証が必要です。
税理士が事務所を不在にする場合（電子証明書が事務所がない場合）、税理士のメッセージボックスを閲覧できないため、業務に支障をきたす恐れがあります。
- **達人シリーズでは、以下の二つの機能により対応します。**
 - ・ **送信作業終了後、「即時通知」と同時に「受付結果」も電子申告の達人にダウンロードします。**
 - ・ **「メッセージのダウンロード」で電子申告の達人に一度ダウンロードすることで、以降は、電子認証なしでメッセージの閲覧ができます。**

是非この機会に「メッセージのダウンロード」機能をご活用ください！

5. 「e-Tax利用の簡便化」と「達人シリーズ」の対応

(3) 「申告のお知らせ」をダウンロードする前までに実施すること

【転送設定に向けた事前準備】

- ・利用者識別番号のパスワード設定

電子申告の達人の「送受信設定」で、暗証番号の入っていない顧問先の暗証番号を登録

- ・利用者のカナ氏名の入力

電子申告の達人の「送受信設定」で、カナ氏名が入力されていない顧問先のカナ氏名を入力

※上記の設定は、必ず「e-Tax」での登録作業の前に行ってください。

【転送設定】

- ・「税理士カナ氏名（納税者表示用）」の登録

税理士の利用者識別番号と暗証番号でe-Taxにログインし、「税理士カナ氏名（納税者表示用）」を登録

- ・「委任関係の登録」

電子申告の達人から登録

- ・「委任関係の承認」

税理士の利用者識別番号と暗証番号でe-Taxにログインし、顧問先との委任関係を承認

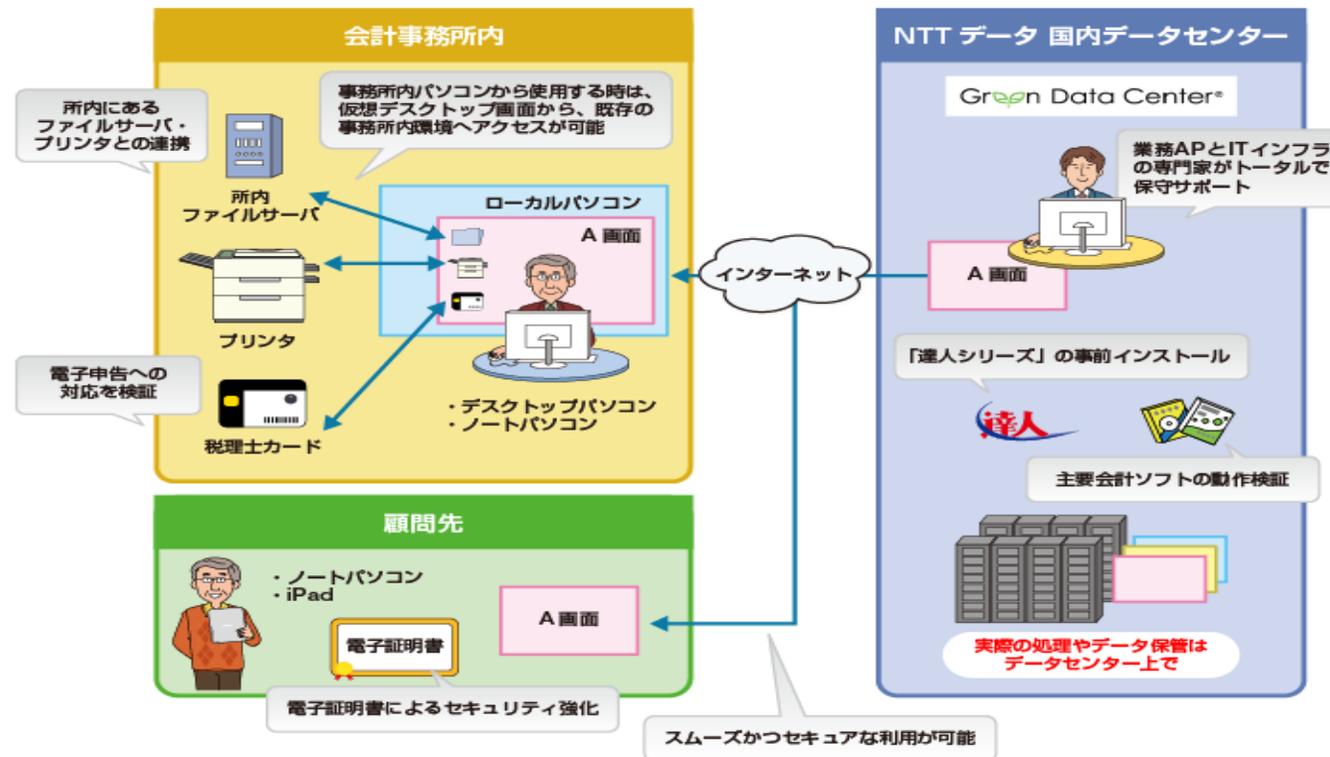
6. その他

6. その他

(1) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

「達人Cube」クラウドデスクトップは、税理士事務所の業務をセキュアかつ便利に推進するために開発されたデスクトップサービスです。NTTデータのデータセンターで運用される仮想コンピュータ（VM；Virtual Machine）に対し、事務所内はもちろん、外出先からもアクセス可能で、いつものデスクトップ環境で業務を行う事が出来ます。

達人シリーズだけでなく主要会計ソフトや電子証明書についても動作確認済みのため、**税理士事務所の業務環境をまるごとクラウド化**できます。



6. その他

(1) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

【導入メリット】

①業務をまるごとクラウド化でき、システム管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズや第四世代電子証明書を事前にインストール
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ 全ての処理はクラウド側で実行されるため、事務所内PCは低スペックでOK

②万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID&PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

③総クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 用途に合わせた3グレード（SSD採用により、ライトでもサクサク作業）
- ✓ ローカルPCからのデータ移行も、エクスプローラーでラクラク

6. その他

(1) 達人Cube「クラウドデスクトップ」

①VM本体

【価格は全て月額、消費税別】

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ) 容量	標準販売価格
ライト	2vCPU	2GB	50GB	10,000円
スタンダード	4vCPU	4GB	100GB	12,500円
プロフェッショナル	6vCPU	6GB	150GB	15,000円

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

②VM単位オプション

名称	契約単位	標準販売価格
個人ファイル領域(Hドライブ)	20GB ※上限2TB	1,400円
MS office Standard2013	—	1,200円

③事務所単位オプション

名称	契約単位	標準販売価格
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB ※上限2TB	3,600円
共有ファイル領域 アクセスライセンス	VM数 ※共有ファイル領域をご契約頂く場合、全VM台数分必要	300円

※Hドライブ、Sドライブの容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。

6. その他

(2) 達人Cube「クラウドストレージ」

「クラウドストレージ」は、ログインIDやパスワードによる認証に加えて、インターネット回線による認証や端末認証など、より高度なセキュリティを実現したストレージサービスです。

NTTグループが運営する国内最大級のデータセンター（お客様の保管領域）に、インターネット経由でお手軽に保管が可能です。

「クラウドストレージ」を利用すると、万が一大規模な災害が起きた場合でも大切な情報資産をデータセンターに保管したデータを使って復旧でき、スムーズに業務再開が可能です。

利用料：500円／10GB（月額、消費税別）～

※達人シリーズのデータだけでなく、ExcelやWordなどのデータでも利用可能です。

◆「クラウドストレージ」はここが違います！

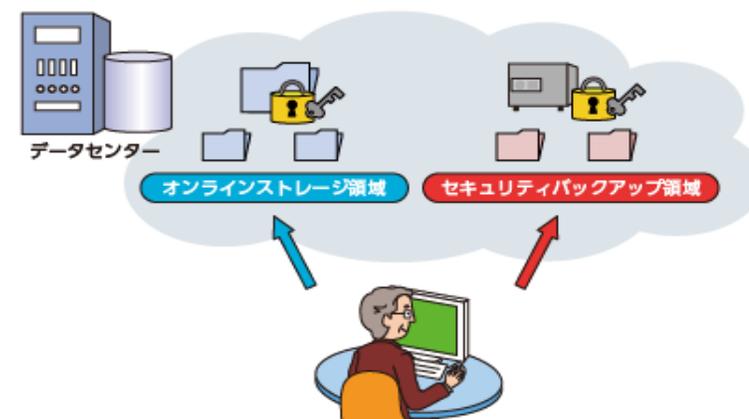
POINT 1：信頼のデータセンターによる安心バックアップ
データセンターへのアップロード・ダウンロードを行う際は、TSL通信により暗号化されています。
アップロード時には、ウイルスチェックを行うので、常にセキュアな環境でご利用いただけます。

POINT 2：容量プランの充実ラインナップ
お手頃な10GBから大容量の5TBまで、充実のラインナップを安価でご提供します。

POINT 3：簡単操作で安心アップロード・ダウンロード

POINT 4：端末認証と回線認証による高セキュリティを実現

【システムイメージ図】



簡単操作でファイルやフォルダをアップロード・ダウンロードできます。

(3) 「所得税の達人」カスタマイズオプション（一括処理）

- ・ 所得税の達人カスタマイズオプションは、所得税の達人のオプション機能として、複数の顧問先データを横断的に処理（新規作成、取込み、出力など）ができます。特に大量の所得税申告の業務を行う場合などの業務効率化機能としてご利用いただけます。

【主な機能】

- ① 顧問先データの一括新規作成機能
- ② 各種データの一括取込機能
- ③ 一括印刷機能、一括置換機能
- ④ 顧問先一覧の出力機能

【年間利用料】

100,000円（税抜き）

※処理件数1,000件まで。それ以上の件数のご利用を希望される場合はお問い合わせ下さい。



NTT DATA

Trusted Global Innovator